

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成28年3月8日(火)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

目 次

1	地域生活支援事業の円滑な実施等について	1
2	意思疎通支援について	7
3	障害者の社会参加の促進について	15

○資料

1－1	地域生活支援事業実施要綱新旧対照表(案)	25
1－2	平成 27 年度版障害者白書(抜粋)	39
1－3	地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況	40
1－4	移動支援の実施状況【都道府県別】	41
1－5	地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】	42
2－1	意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】	43
2－2	四日市市失語症会話パートナー派遣事業について	47
2－3	我孫子市失語症会話パートナー派遣事業について	48
2－4	要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況	49
2－5	失語症者向け意思疎通支援事業(案)について	50
2－6	聴覚障害者情報提供施設設置状況	51
2－7	身体障害者保護費負担金(補助)金交付要綱(案)新旧対照表	52
2－8	視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要	55
2－9	避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・ コミュニケーション支援について(例)	56
2－10	平成 28 年度内閣府防災部門予算案	57

2-11	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について	63
2-12	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	64
3-1	障害者の芸術文化活動支援の概要	65
3-2	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の案内、行事	71
3-3	身体障害者補助犬育成促進事業の概要	73
3-4	障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等	74

1 地域生活支援事業の円滑な実施等について

(1) 地域生活支援事業の趣旨

地域生活支援事業は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。

各自治体においては、このような特性及び平成 27 年度からの第 4 期障害福祉計画を踏まえ、引き続き、効果的・効率的に事業が展開されるようお願いする。

(2) マイナンバー制度との関係

地域生活支援事業の実施に関する事務は、マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号））別表第 1 主務省令第 84 号に規定するとおり、マイナンバー（社会保障・税番号）を利用する事務に該当している。

一方、マイナンバー法別表第 2 主務省令に地域生活支援事業に関する事務は規定しておらず、情報連携の対象外となっている。ただし、番号法第 9 条第 2 項に基づく条例を制定し、独自利用事務とした上で、番号法第 19 条第 14 号に基づき、特定個人情報保護委員会への所要の手続を行うことで、情報連携が認められる場合がある。（地域生活支援事業は、平成 27 年 8 月 6 日付の特定個人情報保護委員会の事務連絡においても、情報連携の対象となる独自利用事務の事例として示されている。）

上記の障害保健福祉分野における番号制度の取扱いに係る留意事項等については、これまでも事務連絡(平成 27 年 12 月 28 日)を通じて周知を行っているところなので、ご留意いただきたい。

(3) 平成 28 年度予算案

ア 平成 28 年度予算案における見直し

来年度予算においては、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算（464 億円）を確保しつつ、必須事業への更なる支援を図る観点等から、一部の任意事業について一般財源化により地方交付税措置を講じ、総額で実質 22 億円の増額を図ることとしている。

また、任意事業の追加・拡充、実施が低調な任意事業についての補助の終了等を行うこととしている。

なお、見直しの内容は以下のとおりである。

平成28年度予算案における見直し内容

1 追加・拡充

障害者等の社会参加の推進等を図るため、以下の任意事業を追加・拡充する。

- ・重症心身障害児者コーディネーター等養成研修等＜市＞
- ・地域における障害者自立支援機器の普及促進＜県＞
- ・全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催＜県＞
- ・身体障害者補助犬育成促進＜県＞（拡充）
- ・企業CSR連携促進＜県＞
- ・医療型短期入所事業所開設支援 ＜県＞
- ・視覚障害者用地域情報提供 ＜県＞

2 一般財源化

事業の実態等を踏まえ、以下の任意事業について一般財源化を行う。

- ・障害支援区分認定等事務＜市＞（約19億円）
- ・自動車運転免許取得・改造助成＜市＞（約2億円）
- ・更生訓練費給付＜市＞（約1億円） 計 約22億円

3 効率化

事業の実態等を踏まえ、以下の必須事業について効率化を図る。

- ・日常生活用具給付等事業

4 補助の終了

事業の実施が低調な以下の任意事業について、国庫補助対象外とする。

- ・重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）＜市＞
- ・一般就労移行等促進＜県＞
（うち、「職業見学促進」及び「就職・再チャレンジ支援助成」）

具体的な事業内容については、参考資料として掲載している「地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）」を参照されたい。

（資料1－1）地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）

イ 平成28年度の実施方針と補助金の配分方法

平成28年度については、昨年度に引き続き、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点課題とする。これを踏まえ、補助金の配分は必須事業の実績等を最大限配慮することとする。

(4) 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとされている必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、平成 26 年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。併せて、各都道府県においては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

(5) 特別支援事業の取扱い

地域生活支援事業費補助金においては、必須事業の実施が遅れている地域への支援や実施水準に差が見られる事業への充実を図るために、特別支援事業として優先的に財政支援を実施しているところである。

具体的には、昨年度に引き続き、平成 25 年 4 月の障害者総合支援法施行に伴い市町村必須事業に位置づけられた「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」及び「成年後見制度法人後見支援事業」の事業立上げを支援することとしているので、本事業を活用願いたい。

また、「理解促進研修・啓発事業」の実施にあたっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマーク（「平成 27 年度版障害者白書（抜粋）」参照）の紹介等、障害者等に対する理解を深めるため、普及・啓発を目的とした広報活動を実施することも検討されたい。

なお、具体的な取扱いや各自治体からの協議の進め方については、予算成立後に要綱等をお示しすることとしている。

(資料 1－2) 「平成 27 年度版障害者白書（抜粋）」参照

(6) 地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容

地域生活支援事業実施要綱については、「(3) 平成 28 年度予算案について」を踏まえた改正を予定しており、予算が成立し次第、改正通知を速やかに発出することとしている。

(資料 1－1) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表 (案)

(7) 地域生活支援事業の適正な実施

ア 事業者に対する指導の実施

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、これまで、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業等において、事業者の不正受給事案等が生じていた旨の報告を受けている。

各自治体においては、引き続き、事業者に対する指導・点検をお願いしたい。

イ 地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業

地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱において次のように明記している。

【地域生活支援事業実施要綱（抜粋）】

6 留意事項

(4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

しかしながら、一部の市町村においては、

○ 交付税措置されている地域活動支援センターの基礎的事業を「その他の事業」に位置付けている

○ 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」や「その他の事業」に位置付けている

○ 電話の通話料金や補装具の利用者負担を助成する事業を「その他の事業」に位置づけている

○ 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としているなど補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去において見受けられた。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認していただくようお願いする。

ウ 障害特性に配慮したサービス提供の推進

関係団体から、障害福祉サービス事業者との契約において契約内容を点字、音声等で提供するなど、障害特性に配慮した取組みを推進してほしい旨の意見が寄せられている。

各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者

対して周知するなどの対応をお願いしたい。

(8) 地域生活支援事業における利用者負担

平成 22 年 4 月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでの課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る負担能力に応じた利用者負担について検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

（資料 1－3）地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況

（平成 27 年度）

(9) 移動支援事業

ア 効果的・効率的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについても配慮願いたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、適宜、活用を図られたい。

（資料 1－4）移動支援の実施状況【都道府県別】

イ 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人会連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

(10) 日常生活用具給付等事業

ア 日常生活用具給付等事業の適正な実施等

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成 26 年度実績はほぼ 100%の実施率に達している。

本事業は事業費が年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において、事業実施の効率化が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、過去に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、適切な種目や基準額等となるよう見直しに努められたい。

例えば、ストーマ装具の購入価格につき複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の実施に努められたい。また、紙おむつ等については、適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付に努められたい。

一方、給付が必要な方には、財源によって一律に給付を妨げることにより、日常生活や社会参加の妨げとならないようご留意いただきたい。

各市町村においては、過去に国が定めた基準額等にとらわれることなく、真に給付が必要な方に、適切な支給量、適正な価格となるよう、個々の実情に即した給付をお願いしたい。

イ 日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めていただいているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

ウ 難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の支給対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づき、必要と認められる難病患者等に日常生活用具の支給を行う必要があるが、支給の相談並びに申請が行われた場合には、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いしたい。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 408 号）等の施行により、平成 27 年 7 月 1 日から、障害者総合支援法の対象となる難病等が従前の 151 疾病から 332 疾病に拡大したところであるので、留意されたい。

(11) 地域活動支援センターの安定的な運営の確保

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の

促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

(資料 1－5) 地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

2 意思疎通支援について

(1) 意思疎通支援の強化等

ア 意思疎通支援事業

地域生活支援事業の必須事業として、手話通訳者、要約筆記者等を派遣する意思疎通支援事業を実施しているが、実施率の向上を図るため、平成 27 年度から「複数市町村等による意思疎通支援の共同実施促進」を追加したところである。小規模自治体であるため、単独で意思疎通支援事業の立ち上げが困難な自治体においては、本事業を積極にご活用いただき、意思疎通支援事業の実施に努めていただきたい。

意思疎通支援を行う者の派遣事業については、都道府県等にお示ししている「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成 25 年 3 月 27 日障企自発 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、各自治体において適切に実施していただきたい。

なお、意思疎通支援を強化するため、意思疎通支援を行う者の派遣、養成及び設置において充実を図った場合等には、地域生活支援事業の特別支援事業である「意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業」、「意思疎通支援従事者養成研修促進事業」及び「意思疎通支援充実強化事業」により、優先的に支援することとしている。また、平成 24 年度から、社会福祉法人全国手話研修センターによる手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修を、全国 8 ブロックで実施できる体制を整えたところであり、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしてきたところである。

今後、特別支援事業の具体的な取扱いについては、別途お示しすることとしているが、社会福祉法人全国手話研修センターにおける現任研修については、平成 28 年度も

引き続き実施するので、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしたい。

(資料 2 - 1) 意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】

イ 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

事業実施にあたっては、次に掲げる事項について御留意願いたい。

- 視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努められたい
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと
- 視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、点訳や音声訳、読み書きを支援するための代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、必要な支援体制が早期に整備できるよう都道府県における実施も検討されたいこと
- 意思疎通を図ることに支障がある、あらゆる障害者に対する支援が可能であるため、平成 27 年 12 月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、対象者に失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、重度の身体障害、難病を新たに明記し、対象者を明確化したので、事業実施について留意されたいこと

(資料 2 - 2) 四日市市失語症会話パートナー派遣事業について

(資料 2 - 3) 我孫子市失語症会話パートナー派遣事業について

- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大都市等の特例により、指定都市及び中核市においても必須事業となっていること
具体的には、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣について必須事業として行うこと
- また、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催へ向けた国際手話通訳者の養成についても「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において実施することが可能となっているので、ご留意願いたいこと
- 「音声コード普及のための研修」については、障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の必須事業である「理解促進研修・啓発事業」を活用する等音声コードの普及を促進していただきたいこと

ウ 要約筆記者の養成及び派遣

要約筆記者派遣事業については、平成 23 年度に新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成、派遣することとしている。

なお、平成 25 年度からは、要約筆記者派遣事業については、原則として「要約筆記者」を派遣することになっているが、要約筆記者と同等と認められる要約筆記奉仕員（市

町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者）も当面、派遣することができることとしている。（手話通訳者の派遣についても、同様の取扱いとしている。）

また、平成 27 年度も引き続き社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに要約筆者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、特に未参加または参加の少ない都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣していただくとともに、その研修修了者を活用して、各都道府県等において確実に養成研修事業を実施していただきたい。

（資料 2－4）要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況

エ 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

失語症者に対する意思疎通支援については、平成 26 年度及び 27 年度において、失語症者向け意思疎通支援者養成のためのカリキュラム等の検討について調査研究事業を実施した。

平成 28 年度においては、当該カリキュラム（案）を活用し、失語症者向け意思疎通支援事業について、各地域の言語聴覚士協会と共同して失語症向け意思疎通支援事業を地域生活支援事業の特別支援事業により、モデル的に実施し、さらにその事業内容等について検証を行うこととしている。

なお、本事業については、別途、地域生活支援事業特別支援事業実施要綱において詳細を示すこととしているので、ご了解願いたい。

（資料 2－5）失語症者向け意思疎通支援事業（案）について

（2）情報・コミュニケーション支援

ア 視聴覚障害者への情報提供体制

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第 22 条（情報の利用におけるバリアフリー化等）において、「国及び地方公共団体は、障害者等が円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策を講じなければならない」、「災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする」と規定されたように、より一層の充実が求められている。

こうした中、視聴覚障害者情報提供施設については、東日本大震災直後から被災地への手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動を支援するなど、地域における視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の拠点としての機能を果たしたところである。

今後も災害時における被災障害者の安否確認や、避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

このようなことから、聴覚障害者情報提供施設は、平成 24 年度までの「重点施策実施 5 ヶ年計画」において、全県設置を目指すとともに、新たに策定した平成 25 年度から平成 29 年度までの「第 3 次障害者基本計画」においても、計画終了年度までに全都道府県に設置することを成果目標として掲げているところである。

しかしながら、平成 27 年 4 月末現在、全国で 51 施設（指定都市を含む）の設置にとどまっていることから、引き続き、未設置の自治体におかれては、設置についての検討をお願いする。

（資料 2－6）聴覚障害者情報提供施設設置状況

点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとしている。

平成 28 年度においては、管理費を見直し、基準額を変更することとしているので、御了知願いたい。なお、人件費については、人事院勧告による増分について予算措置を講じたところである。

また、国際障害者交流センター（「ビッグ・アイ」）が実施する「災害時視聴覚障害者支援リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用して、地域において実践的救援訓練を実施した場合、その費用については「施設機能強化推進費」の「総合防災対策強化事業」の対象としているので活用いただきたい。（平成 25 年 5 月 20 日付事務連絡 「「災害時視聴覚障害者リーダー養成研修事業」の研修終了者を活用した地域における実践的救援訓練について」）

また、身体障害者保護費国庫負担金について、平成 22 年度の決算検査報告により、対象外経費への不適切な支出についての指摘を受けているため、各自治体においては、引き続き、適正な事務処理に努めていただきたい。

（資料 2－7）身体障害者保護費負担（補助）金交付要綱（案） 新旧対照表

平成 21 年度補正予算の「視聴覚障害者情報提供設備基盤整備事業」により、社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営していた「ないーぶネット」（点字データ及び点字・録音図書目録のオンライン利用システム）及び「びぶりおネット」（点字・録音図書ネットワーク配信システム）を視覚障害者情報総合システム「サピエ」として統合整備し、より身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようにしたところである（平成 22 年 4 月から運用開始）。さらに、平成 28 年度予算案においてサピエ（視覚障害者用図書ネットワーク）を活用し地域生活情報の提供等を行う「視覚障害者用地域情報提供事業」を地域生活支援事業に追加することとしているので、当該事業の実施について検討をお願いする。

また、全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、地域の聴覚障害者への映像情報等の提供を推進したところであり、視聴

覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、引き続き視聴覚障害者情報提供施設に整備した機能の有効活用をお願いしたい。

(資料 2－8) 視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

視覚障害者が情報を得るために必要な「点字図書」や「大活字図書」、「DAISY 図書」などについては、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業において利用者の状況等に応じて柔軟に支給できることとなっているので、引き続き、各市町村においては、地域の障害者の実情やニーズ等を十分に踏まえた上で、必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

イ 手話通訳者等の人材養成

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・手話通訳者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し実施しているところである。

これらの研修については、平成 24 年度から、講師養成研修（手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成）を全国規模で実施するとともに、また、現任研修（手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修）を京都市（社会福祉法人全国手話研修センター）以外の都市でも開催し、全国規模で実施しており、引き続き平成 28 年度も同様の実施を予定しているので、積極的に受講者を派遣されるようお願いしたい。

また、平成 25 年度から手話奉仕員養成研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業としたところであり、手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業を社会福祉法人全国手話研修センターに委託して実施しているので、積極的に受講者を派遣していただくようお願いしたい。

ウ 障害者の情報通信技術の利用機会拡大

情報通信における情報アクセシビリティの向上については、障害者基本計画において、IT の活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者の IT の利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域生活支援事業等を活用し、地域における IT 支援の総合サービス拠点となる障害者 IT サポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティアの養成・派遣等を積極的に実施していただくようお願いしたい。

(3) 災害時における視聴覚障害者支援

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした避難行動要支援者の避難対策について、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月内閣府（防災担当））」をもとに、災害関係部局

や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、災害発生時には、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮を、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援、災害時に活用可能なラジオや聴覚障害者用情報受信装置などを活用した情報提供など障害特性に応じた配慮をお願いしたい。

（資料２－９）避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）

さらに、被災した障害者に対する支援を行った関係団体によると、被災した視聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具をはじめとする障害福祉施策に関する情報を持たない者も多くいたと報告されていることから、日頃より福祉制度に関する情報提供や周知を行うよう配慮をお願いしたい。

また、避難所（福祉避難所を含む。）及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用が可能であるとともに、避難訓練等の災害対策活動を実施する場合には同事業の「自発的活動支援事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いするとともに、内閣府（防災担当）の災害予防関係事業についても活用が可能であることから併せて周知をお願いしたい。

（資料２－１０）平成 28 年度内閣府防災部門予算案
(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/index.html>)

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（日本赤十字社 HP：<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/document/>）が公表されているところであるので参照されたい。

（４）盲ろう者向け福祉施策

ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進

視覚及び聴覚に障害を併せ持つ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成 25 年 4 月から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであるが、都道府県のみならず、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施されるまでの間も、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられるよう都道府県と連携するようご留意いただきたい。

（資料２－１１）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

平成 23 年 10 月から重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスである「同行援護」が施行されたが、盲ろう者に対するコミュニケーション支援は、触手話や指点字など視覚障害者(児)への支援方法とは異なるものであることから、多くの盲ろう者に対する支援は、都道府県地域生活支援事業の必須事業である「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」において、利用者に対する適切なアセスメントにより、引き続き実施する必要があるので、今後とも本事業の推進が図られるようお願いしたい。

また、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」についても、平成 25 年度から都道府県地域生活支援事業の必須事業となっており、全都道府県において実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても実施するよう留意していただきたい。同養成研修事業の指導者の養成については、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて平成 27 年度まで実施していた「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会」や、社会福祉法人全国盲ろう者協会に委託して実施している「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」の活用が可能であるので、積極的に受講者を派遣していただきたい。

なお、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の実施に当たっては、「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について(平成 25 年 3 月 25 日障企自発 0325 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)」をお示ししており、このカリキュラムを参考に同事業の実施に努めていただきたい。

イ 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施等について

平成 22 年度及び平成 23 年度において、盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練等の確立を図るため、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、宿泊型生活訓練が可能な機関及び関係団体が協同して宿泊型のモデル事業を実施し、盲ろう者のための支援マニュアルが作成されたところである。

平成 24 年度以降は、そのマニュアルを用いて、盲ろう者に対してコミュニケーション、家事、歩行、パソコン操作等の生活訓練のモデル事業や、上記のモデル事業の対象者のフォローアップ調査を社会福祉法人全国盲ろう者協会に委託して実施しているところである。

(5) 行政機関における視聴覚障害者等への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、平成 28 年 4 月に施行する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)」の動向を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引

き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）が平成 23 年 8 月 5 日に公布・施行され、第 3 条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とされ、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外に F A X 番号又はメールアドレスの周知

[参考 1] 内閣府 HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midas.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」（絵で見る心の身だしなみ）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考 2] 国土交通省 HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

（6）手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第 27 回試験（平成 27 年度）の合格発表が平成 28 年 1 月 29 日（金）に行われたところである。

（資料 2－12）手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

第 28 回試験（平成 28 年度）についても、以下のとおり全国 3 会場において、学科試験と実技試験を 2 日間の日程で実施する予定としており、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いしたい。

第 28 回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成 28 年 10 月 1 日（土）〔会場：東京、大阪、熊本〕

実技試験 平成 28 年 10 月 2 日（日）〔会場：東京、大阪、熊本〕

(7) 障害者総合支援法施行3年後の見直し関係

平成27年12月に、社会保障審議会障害者部会において、報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がとりまとめられ、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援のあり方などが盛り込まれたところである。現在、この報告書の方向性に沿って、障害者の望む地域生活の支援やサービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進めていくこととしている。

具体的には、意思疎通支援事業の対象者の明確化（8頁参照）や失語症者向け意思疎通支援事業の実施（9頁参照）の他にも、平成30年度の報酬改定と合わせて実施するもの、今後、調査研究を要するもの（司法、医療などの専門分野への対応を図るための指導者養成や提供すべきサービス量の目標設定等）などがあり、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな見直しが図られるよう、引き続き必要な検討を進めていくこととしているところである。今後、詳細については、随時情報提供させていただくこととしているので、各自治体においても意思疎通支援の充実について協力願いたい。

3 障害者の社会参加の促進について

障害者の社会参加の促進は、共生社会の実現のために極めて重要であることから、厚生労働省としても、様々な支援を行っているところであり、このうち、芸術文化活動、身体障害者補助犬、補装具、障害者の支援機器に関しては、次のとおり促進することとしている。

(1) 芸術文化活動の振興

① 全国障害者芸術・文化祭

全国障害者芸術・文化祭については、平成28年度から国民文化祭の開催都道府県を開催地として実施することを原則としている。このため、開催地となった都道府県においては、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会と同様に、国民文化祭と障害者芸術・文化祭の相互の連携を図ることにより、国民の障害への理解をより一層促進するよう努められたい。

なお、平成28年度以降の障害者芸術・文化祭の開催地については、次のとおり決定しているので、管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、平成31年以降の開催について、文化施策担当課とも緊密に連携の上、積極的な検討をお願いしたい。

第16回（平成28年度）愛知県（平成28年12月9日（金）～11日（月））
第17回（平成29年度）奈良県（予定）
第18回（平成30年度）大分県（予定）

平成 28 年度予算（案）においては、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で予定されている文化プログラムを見据え、これまでの取組に加えて、

◇ 全国障害者芸術・文化祭開催事業（平成 28 年 12 月 9 日～11 日に愛知県で開催予定）においては、全国障害者芸術・文化祭の開催を契機にレガシーとして残す取組の検討など文化プログラムにつなげるための取組を行うこととしている。

◇ また、平成 28 年度に愛知県で実施する全国障害者芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の障害者芸術・文化祭を実施できるよう、地域生活支援事業（都道府県事業）のメニューの追加を行った。

各都道府県におかれては、全国で展開される文化プログラムの成功に向けて、これらの事業を積極的にご活用いただきたい。

② 障害者の芸術活動支援モデル事業の実施

平成 25 年に開催した「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」における中間取りまとめを受け、平成 26 年度から 3 年間を目途に、芸術活動を行う障害者やその家族、福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援する拠点に関するモデル事業を実施し、その成果を今後のさらなる障害者の芸術活動支援の推進につなげていくこととしている。

本モデル事業の実施団体については、都道府県の側面的支援を受けつつ実施することがモデル事業の円滑な実施に効果的であることから、各都道府県の推薦を受けた団体であることを必須としており、平成 26 年度は 5 団体、平成 27 年度は 7 団体を実施主体として採択したところである。

平成 28 年度予算（案）においては、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で予定されている文化プログラムを見据え、これまでの取組に加えて、ロンドン大会やリオデジャネイロ大会における障害者の芸術文化活動に関する文化プログラムの研究についても実施団体に取り組んでいただくこととしている。

現在、平成 28 年度の公募を行っている（平成 28 年 3 月 30 日〆切）ところであるので、各都道府県におかれては、応募団体の推薦などご協力をお願いしたい。

これまでのモデル事業実施団体の取組状況や成果については、モデル事業連携事務局が運営するホームページ（障害者の芸術活動支援モデル事業[厚生労働省]）において公表しており、今後も、厚生労働省ホームページ等でも公表していくので、ご参照いただきたい。

（資料 3－1） 障害者の芸術文化活動支援の概要

③ 2020 年東京オリパラに向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の

情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行うため、厚生労働省と文化庁の共催で「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」を開催しており、随時、各都道府県に情報提供していくので、厚生労働省ホームページ等をご参照いただくとともに、関係団体等に周知いただきたい。（これまでに、平成 27 年 6 月 30 日、12 月 9 日に開催）

④ 芸術文化活動及びレクリエーション活動等の推進

芸術文化活動やレクリエーション活動等を通じて、障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者がスポーツに親しむ機会の提供等に関する支援について、地域生活支援事業の「レクリエーション活動等支援」及び「芸術文化活動振興」の対象としているので、都道府県及び市町村においては、積極的に活用されたい。

（２）「国際障害者交流センター」の活用

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、全館にバリアフリー設備を整え、あらゆる者にとって利用しやすい 21 世紀のノーマライゼーションのモデル施設である。

ビッグ・アイは、最大 300 席の車椅子席を設定でき、障害のある者も障害のない者も利用可能な多目的ホールや、研修室、車椅子利用でも余裕の広さがある宿泊室を備えており、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催している。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内について、引き続きご協力をお願いしたい。

（資料 3－2）国際障害者交流センター（ビッグアイ）の案内、行事
（詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。）

併せて、災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成する「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」を来年度からは、内閣府防災担当者と協力して実施するので、関係機関への周知をお願いしたい。

(3) 身体障害者補助犬法

厚生労働省では、これまでも「身体障害者補助犬法」の趣旨に沿って、啓発イベントを開催するとともに、リーフレット・ステッカー等を作成・配布し、各自治体のご協力をいただきながら補助犬や補助犬使用者に対する国民の理解の促進に取り組んできたところである。

また、身体障害者補助犬が、使用者とともに円滑に地域社会に受入れられるためには、使用者と受け入れ側、相互の理解を深めることが重要である。

このため、平成 28 年度予算（案）においては、地域生活支援事業において、身体障害者補助犬の育成に要する費用の補助に加えて、新たに

- ① 地域における理解促進や普及・啓発
- ② 利用希望者のニーズ把握、訓練事業者の供給体制の把握
- ③ 他県との連携体制の構築

を対象とすることとした。

各都道府県におかれては、これらを積極的にご活用いただき、身体障害者補助犬法の趣旨や障害者差別解消法の施行も踏まえつつ、地域の理解促進及び良質な補助犬の確保に、より一層取り組んでいただきたい。

なお、広報啓発活動において、既に送付した厚生労働省作成のリーフレット等の追加が必要な場合には追加送付するので、下記連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室社会参加支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3073、3006)

[参考] 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

(資料 3 - 3) 身体障害者補助犬育成促進事業の概要

(4) 補装具

① 補装具の適切な支給に向けた取組の推進

補装具費支給制度の運用上、その公平性・適切性並びに申請者の利便性の向上等の確保に向け、各自治体において様々な取り組みを行っていただいているところである。

しかしながら、ある自治体からは、支給決定内容と異なった補装具が申請者に引き渡されているなどの不適切な事例も報告されているところであるので、補装具の適切な支給に向けた取組を行っていただきたい。

当室へは、これまでも、下記のような取組の好事例について報告を受けているところであり、各自治体におかれては、これらを参考としつつ、各地域の状況に応じた工夫を行っていただくとともに、補装具の適切な支給に向けた全国を取組を推進するためにも、各自治体における取組の好事例について、積極的に情報提供いただきたい。

【取組例】

< 県域が広大な自治体の場合 >

- ① 身体障害者更生相談所（支所を含む）の複数設置
- ② 巡回相談（判定）の実施

< 適切な補装具取扱い業者の選択の場合 >

事業者の実力の判断に当たり、取扱い種目に対応した専門知識を有する者の配置状況を参考とする（例：認定補聴器技能者などの民間資格を含む）

< 適切な補装具の引き渡し・使用状況の確認等の場合 >

- ① 処方に係わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認
- ② 補装具の引渡し後、直接若しくは写真の提出等により、支給決定内容との突合・確認を行う

② 難病患者等に対する補装具の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても補装具費の支給対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づく補装具として必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要があるが、支給の相談並びに申請が行われた場合には、身体状況や生活環境を考慮するなど申請者の窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 408 号）等の施行により、平成 27 年 7 月 1 日から、障害者総合支援法の対象となる難病等が従前の 151 疾病から 332 疾病に拡大したところであるので、留意されたい。

③ 介護保険との適用関係

補装具費と介護保険制度との適用関係については、車椅子など補装具と同様の品目は介護保険サービスによる保険給付を優先して受けることが基本となるが、標準的な既製品ではなく、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費を支給して差し支えないこととしている（平成 19 年 3 月厚生労

働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）。このため、各市町村におかれては、障害者の年齢によって一律に介護保険給付を優先適用させることなく、障害者の個別の状況を考慮した上で適切に判断するようお願いしたい。

④ 耐用年数の取扱い

耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者の実情に沿った対応が行われるよう十分に配慮願いたい。

(5) 支援機器等

① 自立支援機器の開発促進

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた自立支援機器の実用的製品化支援や技術支援が重要である。このため、実用的製品化に要する費用の一部を助成（補助率：1／2）することにより、新たな企業の参入を促し、各企業が適切な価格で障害者が利用しやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

なお、平成28年度からは、厚生労働省が事業の実施団体を公募し、当該実施団体が開発企業を助成する仕組みに変更することとしている。

また、平成28年度予算（案）においては、「筋電義手などのロボット開発技術を活用した障害者向けの自立支援機器の開発促進（実用的製品化）」を新たに公募対象に加え、障害者自立支援機器の実用的製品化をより一層促進することとしている。

② シーズ・ニーズマッチング交流会の開催

平成26年度から、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた機器開発をスタートさせる機会を設ける「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催しているところである。平成27年度は、大阪と東京の二カ所で開催し、ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見を頂いたところである。本交流会を通じて、開発企業と障害者団体等が繋がり、ニーズを捉えた実用的製品開発に寄与するとともに、障害者自立支援機器の分野への企業の新規参入を促進している。また、各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

平成28年度も引き続き、交流会を開催することとしており、各都道府県におかれては、管内市区町村、関係団体及び福祉機器開発関連企業等に対して周知を図って

いただくとともに、産業振興担当等関係部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いしたい。

③ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

(公財)テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムを構築し、平成22年2月から運用しているところである。

本年3月上旬を目途に、投稿や検索の操作性が向上したバージョンに刷新する予定であり、スマートフォンからの投稿も可能となるよう改良される予定である。各都道府県等におかれては、このシステムをより一層ご活用いただくとともに、管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-aids.or.jp/>)

④ 地域における障害者自立支援機器の普及促進

近年の開発技術の進歩などにより、障害者向けの支援機器の開発が進んでいるが、地域における障害者のみならず、病院や市町村からは、こういった支援機器があるか分からない、活用できるか分からないといった声がある。

一方、開発を行う企業としても、障害者がどのような困りごとがあるか、どのような支援機器があると生活や社会参加に役立つか、ニーズを把握する機会が乏しいといったご意見が見受けられるところである。

そこで、平成28年度予算(案)においては、地域生活支援事業(指定都市を含む都道府県事業)のメニューに「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を追加することとしており、各都道府県や各地域において障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器を広く普及する拠点となる「障害者支援機器活用センター」を設置し、個別相談等を通じてニーズの把握を行いながら、地域の社会資源を活用したネットワーク体制を構築することに対する立ち上げや機能強化を支援することにより、支援機器を活用した障害者の社会参加や自立の促進を図ることとしている。

当該事業は、地域において新たな社会資源を創造し育てていく事業であり、厚生労働省としても、現場の状況を把握していきながら、具体的なイメージや事例について情報提供していきたいと考えている。また、情報発信や横連携のネットワーク体制の方策についても検討していきたいと考えている。

各都道府県、指定都市におかれては、積極的に当該事業の活用をご検討いただき、より障害者のニーズに即した支援機器の開発が促進されるとともに、支援機器の必要な方に適切な支援機器がより確実に届くよう、地域における障害者の支援環境の充実を図っていただきたい。

(資料3-4) 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等

資 料

「地域生活支援事業の実施について」 新旧対照表 (案)

(下線部が改正部分)

改正	現行
別紙 1 1～2 (同右) 3 事業内容 (1) 市町村地域生活支援事業 障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等と通わせ創作的活動等の機会を提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業(以下「任意事業」という。)及び社会福祉法人、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3項に規定する法人をいう。)、特定非営利活動法人等の団体(以下「社会福祉法人等」という。))が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。 [必須事業] (同右) [任意事業] (同右) (2) 都道府県地域生活支援事業 専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣を行う事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、任意事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。 [必須事業]	別紙 1 1～2 (略) 3 事業内容 (1) 市町村地域生活支援事業 障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等と通わせ創作的活動等の機会を提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業(以下「任意事業」という。)及び社会福祉法人、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3項に規定する法人をいう。)、特定非営利活動法人等の団体(以下「社会福祉法人等」という。))が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。 [必須事業] (略) [任意事業] (略) [障害支援区分認定等事務] (別記 12) (2) 都道府県地域生活支援事業 専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣を行う事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、任意事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。 [必須事業]

(廃止 1 - 1)

改正	現行
ア 専門性の高い相談支援事業 (別記 12) イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (別記 13) ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (別記 14) エ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 (別記 15) オ 広域的な支援事業 (別記 16) [サービス・相談支援者、指導者育成事業] (別記 17) [任意事業] (別記 18)	ア 専門性の高い相談支援事業 (別記 13) イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (別記 14) ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (別記 15) エ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 (別記 16) オ 広域的な支援事業 (別記 17) [サービス・相談支援者、指導者育成事業] (別記 18) [任意事業] (別記 19)
(3) 特別支援事業 (1) 及び (2) に定める事業以外の事業であって、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。(別記 19) 4～6 (同右) (別記 1) 理解促進研修・啓発事業 1～5 (同右) (別記 2) 自発的活動支援事業 1～5 (同右) (別記 3) 相談支援事業 1～2 (同右) 【別添 1】 障害者相談支援事業 1～5 (同右)	(3) 特別支援事業 (1) 及び (2) に定める事業以外の事業であって、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。(別記 20) 4～6 (略) (別記 1) 理解促進研修・啓発事業 1～5 (略) (別記 2) 自発的活動支援事業 1～5 (略) (別記 3) 相談支援事業 1～2 (略) 【別添 1】 障害者相談支援事業 1～5 (略)

改正	現行
【別添2】 1～7 (同右) (別記4) 1～3 (同右) (別記5) 1～3 (同右) (別記6) 1 目的 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、<u>重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。</u> 2 (同右) 3 対象者 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、<u>重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等</u> 4 (同右) (別記7) 1～4 (同右) 日常生活用具給付等事業	【別添2】 1～7 (略) (別記4) 1～3 (略) (別記5) 1～3 (略) (別記6) 1 目的 聴覚、言語機能、音声機能、視覚<u>その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。</u> 2 (略) 3 対象者 聴覚、言語機能、音声機能、視覚<u>その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等</u> 4 (略) (別記7) 1～4 (略) 日常生活用具給付等事業

改正	現行
(別記 8) 1 ～ 4 (同右) 手話奉仕員養成研修事業 (別記 9) 1 ～ 3 (同右) 移動支援事業 (別記 10) 1 ～ 3 (同右) 地域活動支援センター機能強化事業 (別記 11) 任意事業 必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。 (注) 交付税を財源として行われる「障害支援区分認定等事務」、「自動車運転免許取得・改造助成」及び「更生訓練費給付」については、別添 3 のとおりである。 ○ 事業内容の例 【日常生活支援】 (1) ～ (8) (同右) (9) 重症心身障害児者等コーデイネーター養成研修等 ア 目的 重症心身障害児者や人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「重症心身障害児者等」という。）が地域で安心して暮らしていただけるよう、重症心身障害児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、重症心身障害児者等の支援に携わる福祉、医療、保健、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、重症心身障害児者等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。	(別記 8) 1 ～ 4 (略) 手話奉仕員養成研修事業 (別記 9) 1 ～ 3 (略) 移動支援事業 (別記 10) 1 ～ 3 (略) 地域活動支援センター機能強化事業 (別記 11) 任意事業 必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。 ○ 事業内容の例 【日常生活支援】 (1) ～ (8) (略)

改正	現行
<u>イ 事業内容等</u> (ア) <u>実施について</u> 実施主体は、市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施）とする。 (イ) <u>事業内容</u> a <u>重症心身障害児者等を支援する人材の養成</u> 地域の障害児通所支援事業所や保育所等において重症心身障害児者等への支援に従事できる者を養成するための研修や、重症心身障害児者等の支援を総合調整する者（コーディネーター）を養成するための研修を実施する。 b <u>支援体制の整備</u> 地域において重症心身障害児者等の支援に携わる福祉、医療、保健、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置し、支援にあたっての現状把握・分析、連絡調整、支援内容の協議等を行うとともに重症心身障害児者等の支援を行う施設の確保等を行う。 (10) <u>その他日常生活支援</u> 上記（１）から（９）のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。 【社会参加支援】 (１) (同右) (２) <u>芸術文化活動振興</u> 障害者等の芸術文化活動を振興するため、身近な実施主体として障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの芸術文化活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。 (３) ～ (５) (同右) (削除) (６) <u>その他社会参加支援</u>	(9) <u>その他日常生活支援</u> 上記（１）から（８）のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。 【社会参加支援】 (１) (略) (２) <u>文化芸術活動振興</u> 障害者等の文化芸術活動を振興するため、身近な実施主体として障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。 (３) ～ (５) (略) (６) <u>自動車運転免許取得・改造助成</u> <u>自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。</u> (７) <u>その他社会参加支援</u>

改正	現行
上記（１）から（５）のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。 【権利擁護支援】 （１） 成年後見制度普及啓発 ア （同右） イ 事業内容 成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。 （２）～（３） （同右） 【就業・就労支援】 （１） （同右） （削除）	上記（１）から（６）のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。 【権利擁護支援】 （１） 成年後見制度普及啓発 ア （略） イ 事業内容 成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。 （２）～（３） （略） 【就業・就労支援】 （１） （略） （２） 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） ア 目的 身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。 イ 事業の内容 実施主体が利用者に対し訓練を行うための作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。 なお、実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、障害者の雇用の促進等に関する法律第７４条の３第１項に規定する在宅就業支援団体と連携・協力関係を構築するとともに、当該在宅就業支援団体に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。 （３） 更生訓練費給付 ア 目的 更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図ることを目的とする。 イ 支給対象者 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者（ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として

改正	現行
(2) 知的障害者職親委託 (同右) (3) その他就業・就労支援 上記(1)及び(2)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。 【別添3】 1 障害支援区分認定等事務 (1) 目的 (同右) (2) 事業内容 ア 障害支援区分認定調査 法第20条第2項の規定に基づき、障害支援区分の認定等のために実施する調査。 イ 医師意見書作成 (同右) ウ 市町村審査会運営 (同右) 2 自動車運転免許取得・改造助成 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。 3 更生訓練費給付 (1) 目的 更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図ることを目的とする。 (2) 事業内容 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者(ただし、障害	市町村が認めた者)に対する更生訓練費の支給。 (4) 知的障害者職親委託 (略) (5) その他就業・就労支援 上記(1)から(4)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。 (別記12) 1 目的 (略) 2 補助対象 法に規定する支給決定事務のうち、市町村が行う次に掲げる事務に要する経費を補助対象とする。 (1) 障害支援区分認定調査 法第20条第2項の規定に基づき、障害支援区分の認定等のために実施する調査。 ただし、指定一般相談支援事業者等に調査を委託した場合、調査に要する経費は、調査件数に6,800円を乗じて得た額を上限額とする。 (2) 医師意見書作成 (略) (3) 市町村審査会運営 (略)

改正	現行
福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者）に対する更生訓練費の支給。 (別記 12) 専門性の高い相談支援事業 1～2 (同右) 【別添 4】 (同右) (別記 13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 1～3 (同右) (別記 14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 1～3 (同右) (別記 15) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 1～3 (同右) (別記 16) 広域的な支援事業 1～2 (同右) (別記 17) サービス・相談支援者、指導者育成事業 1～3 (同右) (別記 18)	(別記 13) 専門性の高い相談支援事業 1～2 (略) 【別添 3】 (略) (別記 14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 1～3 (略) (別記 15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 1～3 (略) (別記 16) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 1～3 (略) (別記 17) 広域的な支援事業 1～2 (略) (別記 18) サービス・相談支援者、指導者育成事業 1～3 (略) (別記 19)

改正	現行
任意事業 必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。 ○ 事業内容の例 【日常生活支援】 (1) ～ (6) (同右) (7) <u>医療型短期入所事業所開設支援</u> ア 目的 医療型短期入所事業の対象である重症心身障害児等が身近な地域で短期入所を利用できるよう、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援し、重症心身障害児等が在宅で安心した生活を送れるよう支援の充実を図ることを目的とする。 イ 事業内容等 (ア) 実施について 実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。 (イ) 事業内容 a 新規開設に向けた医療機関等に対する講習等 医療型短期入所事業所の新規開設に向けて、医療機関や介護老人保健施設等に対し、重症心身障害児等に対する支援の基礎的な知識や、既存施設の短期入所における支援事例などについての講習等を実施する。 b 新規開設事業所の職員に対する研修等 新規開設事業所の職員に対し、重症心身障害児等等の障害特性に関する知識や支援技術の習得を図るための実地研修等を実施する。 例えば、新規開設事業所と既に医療型短期入所事業を実施している施設との間で、職員を相互に交換する研修を実施することなどが考えられる。 (8) その他日常生活支援 上記(1)から(7)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。 【社会参加支援】 (1) ～ (7) (略)	任意事業 必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。 ○ 事業内容の例 【日常生活支援】 (1) ～ (6) (略) (7) その他日常生活支援 上記(1)から(6)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。 【社会参加支援】 (1) ～ (7) (略)

改正	現行
(8) 身体障害者補助犬育成促進 ア 目的 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成（訓練を含む）に要する費用を助成する。また、良質な補助犬の充実を図るとともに、地域における補助犬に対する理解促進を図る。なお、実施主体は、障害者団体・訓練事業者など関係者の意見・要望を聞き、需要の積極的把握に努めるとともに育成計画を策定するよう努めること。 イ 事業内容 (ア) 理解促進、普及・啓発 市町村、民間の理解促進を図るための研修会の開催、ユーザーへの研修、広報など、地域の理解促進を図るための取組。 ※ 関係団体やユーザーとの連携を図ること。 (イ) 育成計画の作成 a ニーズ並びに供給体制の把握 各都道府県における各補助犬の利用を希望する者や訓練事業者の育成状況（育成可能頭数・見込み等）等の把握 b 他県との連携体制の構築 育成計画の作成に当たり、上記の実態把握を活用し、貸与希望者、育成状況をマッチングするための隣接県等との連携協議会（育成事業者も参画）の設置等 ※ あわせて、地域課題やノウハウの共有を図る。 (ウ) 補助犬の育成 マッチングを含む各補助犬の育成に要する経費の補助。 (9) ～ (10) (同右) (11) 芸術文化活動振興 障害者等の芸術文化活動を振興するため、広域的な観点から障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの芸術文化活動の機会を提供するとともに、市町村と連携し、芸術文化活動の機会の均てんを図りながら、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。 (12) (同右) (13) 地域における障害者自立支援機器の普及促進	(8) 身体障害者補助犬育成 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に要する費用を助成する。なお、実施主体は、関係団体等の要望を聞き、需要の積極的把握に努めるとともに育成計画を策定するよう努めること。 (9) ～ (10) (略) (11) 文化芸術活動振興 障害者等の文化芸術活動を振興するため、広域的な観点から障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの文化芸術活動の機会を提供するとともに、市町村と連携し、文化芸術活動の機会の均てんを図りながら、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。 (12) (略)

改正	現行
ア 目的 地域において障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器（ソフトウェア等含む）を広く普及する拠点となる「障害者支援機器活用センター」（以下「センター」という。）を都道府県庁所在地等に設置し、支援機器に関して障害者や開発企業・取扱事業者、支援者、行政職員、その他関係者等が連携した上で普及促進を図ることにより、支援機器を活用した障害者の社会参加や自立の促進を図る。 イ 事業内容等 (ア) 実施について 実施主体は、都道府県、指定都市とする。 (イ) 事業内容 a ニーズや地域資源把握 支援機器に関する調査や相談等による地域のニーズや地域資源の把握を行うことにより、地域の実情に応じて、センター機能の検討や連携体制の構築を図る。 b 情報収集・発信、展示 新たな機器やニーズのある機器について、情報収集・発信を行うとともに、地域での普及状況を鑑みて開発企業・取扱事業者等と連携し、地域のニーズに対応できるよう、工夫のもと展示を行う。 c 相談窓口の設置 障害者や家族、支援者等からの相談を受け、関係機関と連携を図りながら、適切な支援機器の活用により解決を図る。 d 試用・評価、フィードバック 開発企業・取扱事業者等と連携し、支援機器の利用希望者が試用できる機会を提供し、より適切な機器の選定が可能となるよう、評価・助言を行う。 開発企業・取扱事業者に対しては、当該支援機器の試用の改善点等をフィードバックする。 e 情報共有、ネットワークづくり 障害者、支援者、開発企業・取扱事業者などが一堂に会し、支援機器の活用による支援ノウハウ、地域課題、シーズ・ニーズのマッチングなどを行うための情報共有の場を提供するとともに、地域のネットワーク体制を発展させていくためのコーディネートを行う。 f 人材育成 支援機器に関して機能や適応・注意点などについて研修などを行い、支援者や開発企業・取扱事業者の人材育成の場とする。 ウ 留意事項	

改正	現行
(ア) 事業を適切に実施するため、障害福祉分野及び支援機器に関する専門的な知識や経験を有する者を配置すること。 (イ) プライバシーに配慮した相談スペースを確保すること。 (ウ) 事業実施に当たっては、情報収集及び試用品や展示品を確保するため、地域における関係機関（医療機関、取扱事業者など）との連携体制を構築すること。 (エ) 安全性の確保や衛生管理等に留意すること。 (オ) 当該事業の補助対象は、立ち上げや機能強化に対して、2年間を原則とする。 (カ) 専門的知見を有する外部機関（リハビリテーションセンター等）への委託を可とする。	
(14) 全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図るため、毎年度実施する全国障害者芸術・文化祭と連動して、地方都市において障害者の芸術・文化祭をサテライトで開催する。	
(15) 視覚障害者用地域情報提供 ア 実施について 実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。 イ 事業内容 視覚障害者等の情報アクセシビリティの向上を図るため、ITを活用した情報支援やインフォーマルサービスの強化など、視覚障害者情報提供施設を活用して以下の事業を行う。 (ア) サビエ（視覚障害者用図書ネットワーク）を活用した地域生活情報の提供 (イ) IT機器の利用支援及び利用促進・普及 ウ 留意事項 地域の社会資源を有効に活用するためのコーディネーターを設置するなど、効率的な事業実施に努めること。	
(16) 企業CSR連携促進 ア 目的 障害者団体等のニーズと企業におけるCSR活動とのマッチングを行うとともに、関係情報を共有・発信することにより、障害者福祉の増進と企業CSRの認知向上を図る。	

改正	現行
<u>イ 事業内容</u> (ア) <u>情報を共有しマッチングを図る場（プラットフォーム）の設置</u> <u>都道府県社会福祉協議会、商工会議所、NPO法人等において、民間企業、障害者団体、障害福祉サービス事業所等を構成員とするプラットフォームを設置する。</u> (イ) <u>情報の収集・把握及びマッチングの実施</u> <u>プラットフォームに専任のコーディネーターを配置し、障害者団体、障害福祉サービス事業所等のニーズ（人材、資金、運営支援等）と、企業CSR（ボランティアの派遣、寄付、運営ノウハウの提供等）を収集・把握するとともに、双方のマッチングを行う。</u> (ウ) <u>関係情報の共有・発信</u> <u>コーディネーターが収集・把握したニーズや企業CSR情報、それらのマッチング事例等を共有・発信する。</u> (エ) <u>その他、事業の推進に効果的な取組</u>	(13) <u>その他社会参加支援</u> <u>上記（１）から（12）のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</u>
(17) <u>その他社会参加支援</u> <u>上記（１）から（16）のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</u> 【権利擁護支援】 (1) <u>成年後見制度普及啓発</u> ア (同右) イ <u>事業内容</u> <u>成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。</u> (2) ～ (3) (同右) 【就業・就労支援】 (1) ～ (2) (同右) (3) <u>一般就労移行等促進</u> ア (同右) イ <u>事業内容</u> <u>（ア）働く障害者のための交流拠点支援</u> <u>（イ）職場見学促進</u>	【権利擁護支援】 (1) <u>成年後見制度普及啓発</u> ア (略) イ <u>事業内容</u> <u>成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。</u> (2) ～ (3) (略) 【就業・就労支援】 (1) ～ (2) (略) (3) <u>一般就労移行等促進</u> ア (略) イ <u>事業内容</u> <u>（ア）働く障害者のための交流拠点支援</u> <u>（イ）職場見学促進</u>

改正	現行
(削除)	就労移行支援事業者等が、当該事業所利用者及びその家族等に対して、障害者が雇用されている企業見学を実施する。 (ウ) 離職・再チャレンジ支援助成 就労移行支援事業者等が、以下の支援等を本人・親・事業所に実施した場合に助成する。 a 離職の危機を迎えている者について、状況確認をし、課題整理の上で、企業内での環境改善及び本人の復職に向けた調整 b やむを得ず離職した者に就労・訓練の機会提供などにかかる支援 c 企業で働いている障害者のうちで、生活面等の支援が必要となったものの、支援機関に届いていない者を早期発見するための取組や、その直面する課題に対して適切な支援機関につながるなどの支援 ※ 各支援等においては、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力すること。 (エ) 地域連携の促進 (略)
(イ) 地域連携の促進 (同右)	(4) ～ (5) (略)
【重度障害者に係る市町村特別支援】 1～2 (同右)	【重度障害者に係る市町村特別支援】 1～2 (略)
(別記 19)	(別記 20)
特別支援事業	特別支援事業
1～2 (同右)	1～2 (略)
別紙 2	別紙 2
廃止通知一覧	廃止通知一覧
1～19 (同右)	1～19 (略)

障害者に関するマークについて



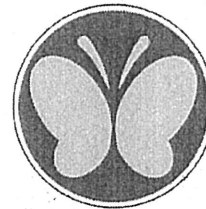
【障害者のための国際シンボルマーク】

所管：公益財団法人日本障害者
リハビリテーション協会



【身体障害者標識】

所管：警察庁



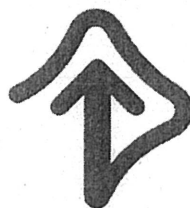
【聴覚障害者標識】

所管：警察庁



【盲人のための国際シンボルマーク】

所管：社会福祉法人日本盲人福祉委員会



【耳マーク】

所管：一般社団法人全日本難聴者・
中途失聴者団体連合会



【ほじょ犬マーク】

所管：厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部



【オストメイトマーク】

所管：公益社団法人日本オストミー協会



【ハート・プラスマーク】

所管：特定非営利活動法人
ハート・プラスの会

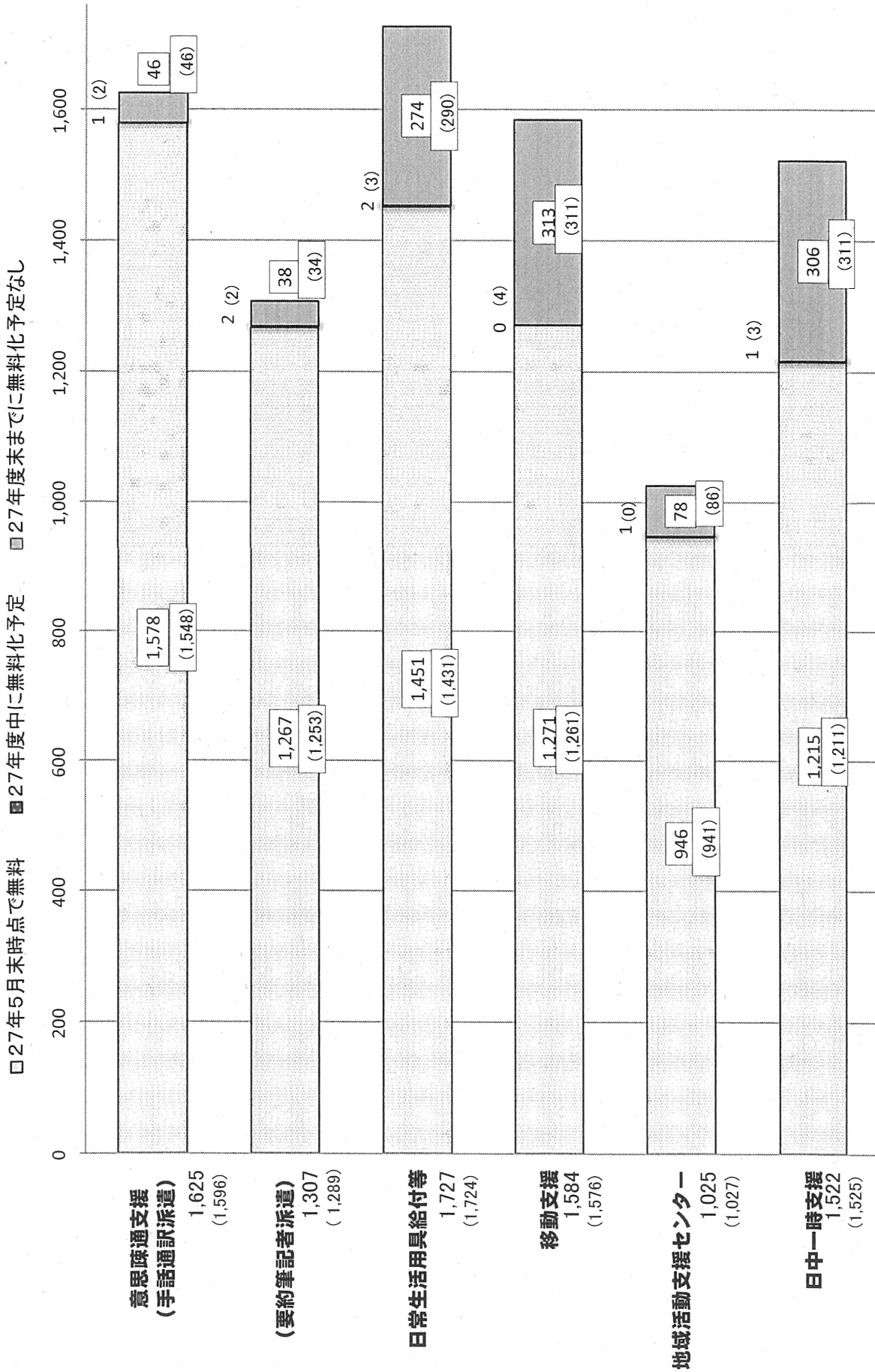


【障害者雇用支援マーク】

所管：公益社団法人ソーシャルサービス協会
ITセンター

これらのマークについて詳しくは、内閣府障害者施策ホームページ
(<http://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>) 等を参照。

地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況(平成27年度)

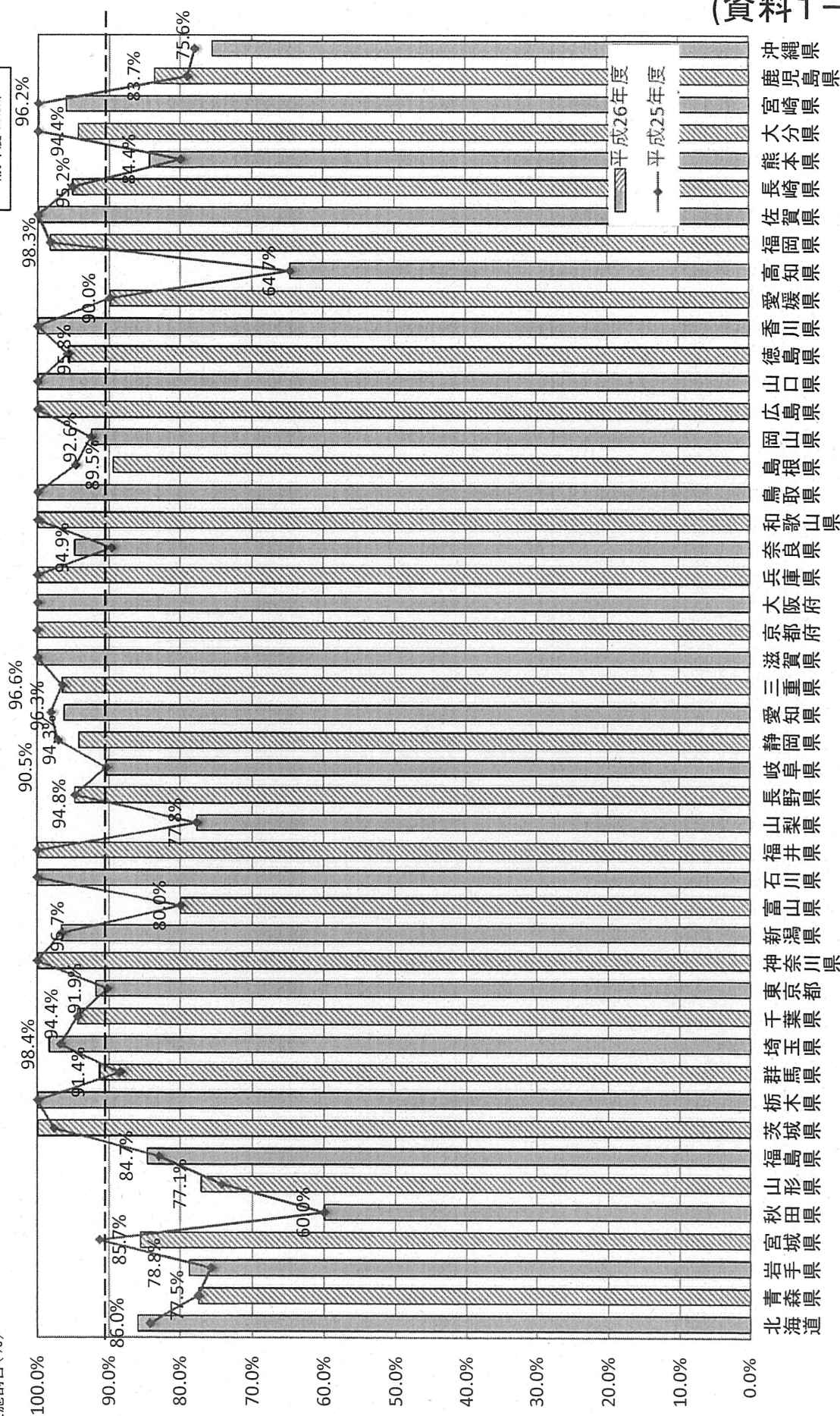


※各自治体への実態調査に基づき自立支援振興室において集計したもの。
※事業名の下の数値は市町村数。(意思疎通支援については実施体制が整備されている市町村数、それ以外は事業を実施した市町村数)
※()内は前年度の実績。(前年度実績における凡例は「26年度中に無料化予定」「26年度末までに無料化予定なし」)

移動支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,584市町村／1,741市町村（H27.3.31現在）で実施割合は91.0%である。

実施割合（%）

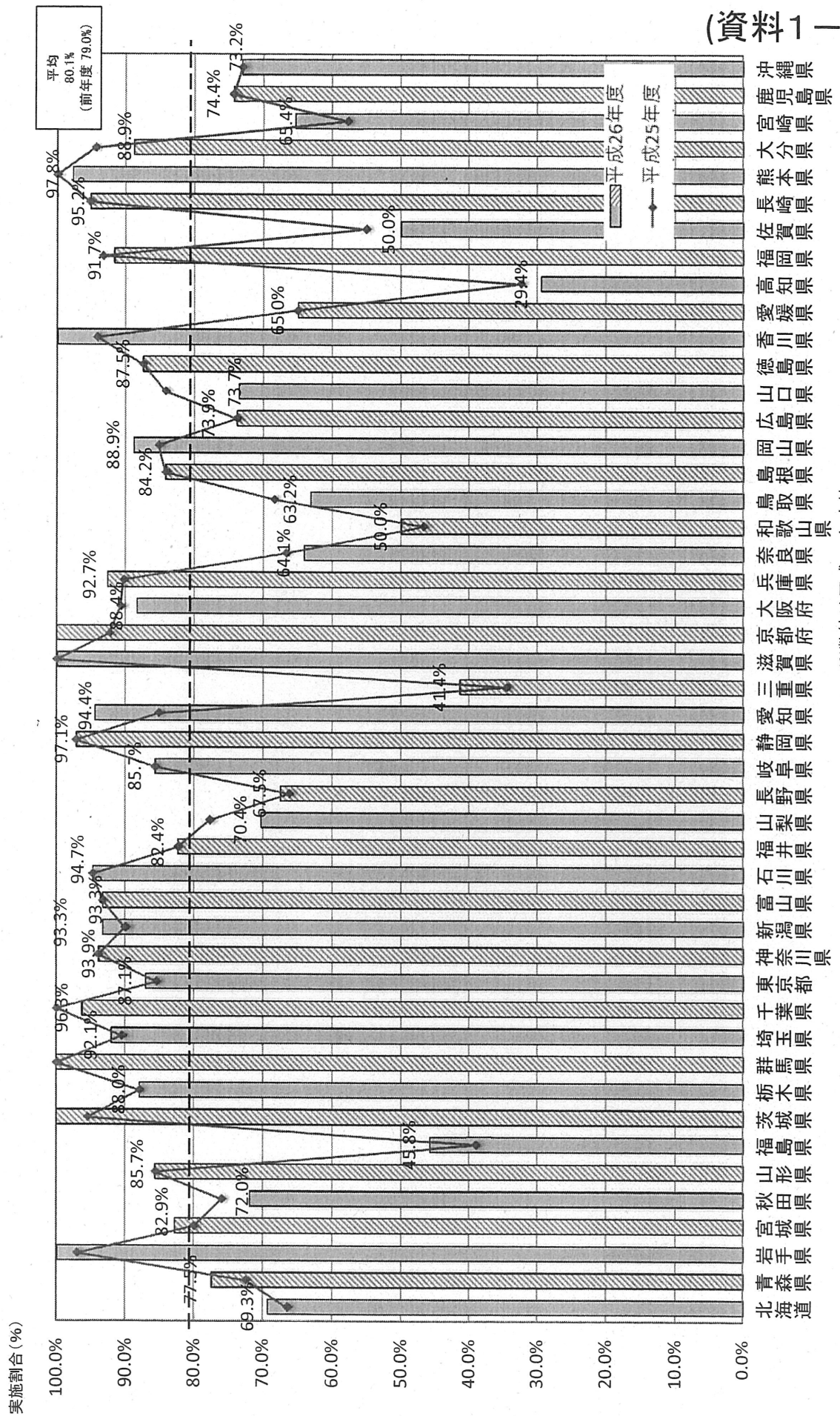


(資料1-4)

※数値は平成26年度値。
※各自治体からの実績報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,395市町村／1,741市町村(H27.3.31現在)で実施割合は80.1%である。

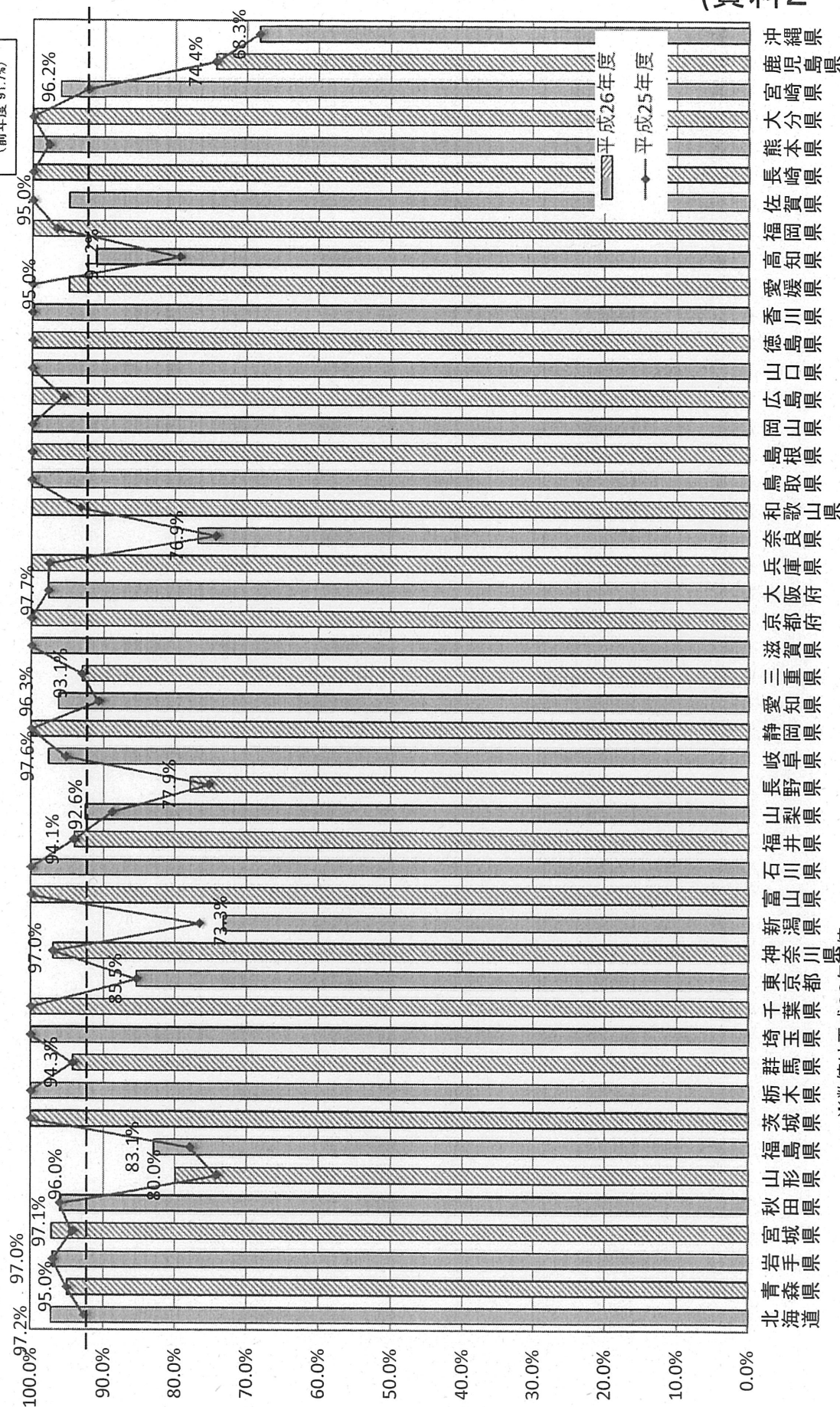


※数値は平成26年度値。
※各自治体からの実績報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

意思疎通支援事業の実施体制整備状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。
- 全体では1,629市町村／1,741市町村（H27.3.31現在）で実施割合は93.6%である。

実施割合(%)



(資料2-1)

※数値は平成26年度値。
※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

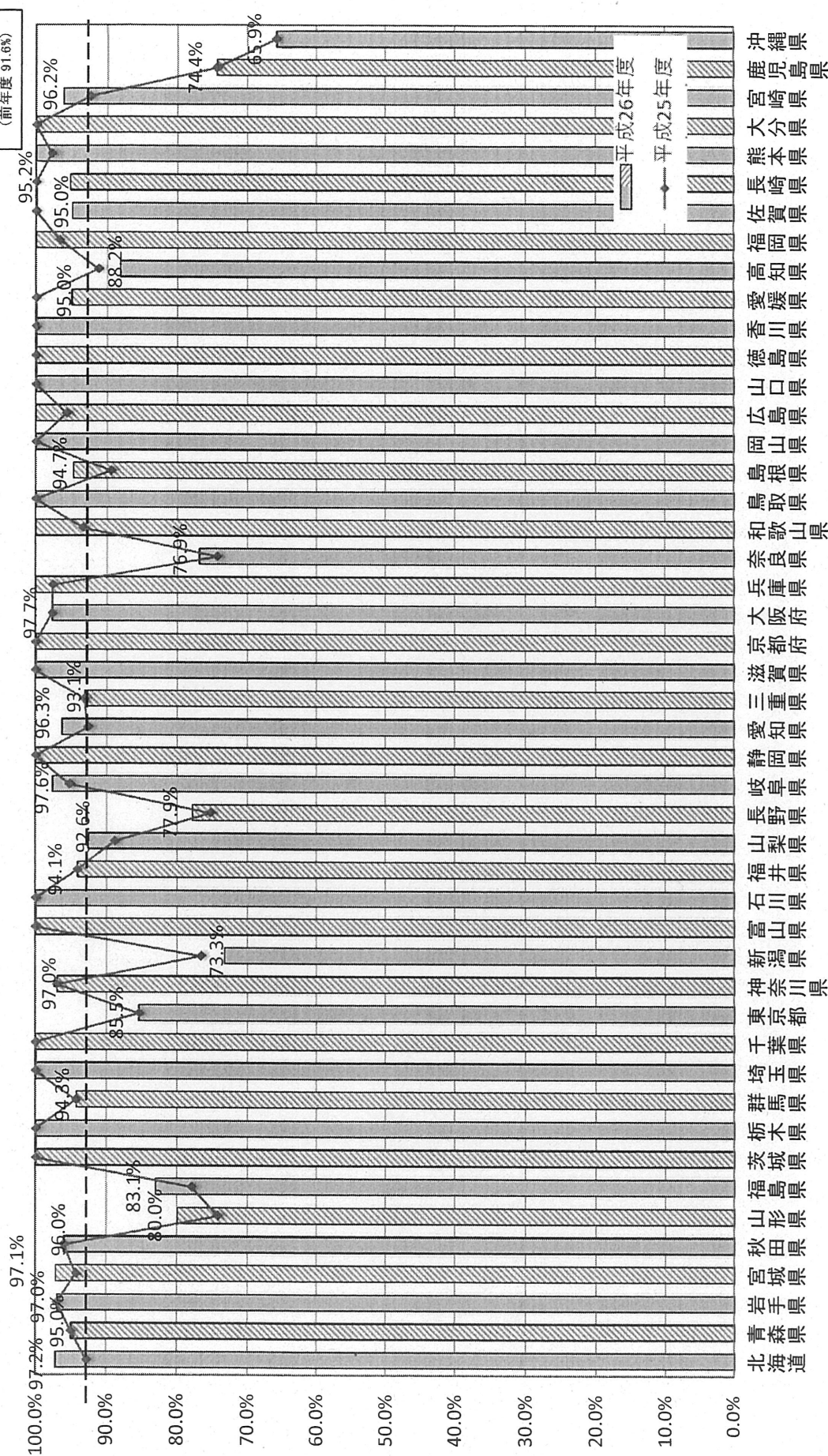
意思疎通支援事業

【内訳1】 手話通訳者派遣事業の実施体制整備状況【都道府県別】

○ 各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。

○ 全体では1,625市町村／1,741市町村（H27.3.31現在）で実施割合は93.3%である。

実施割合（%）



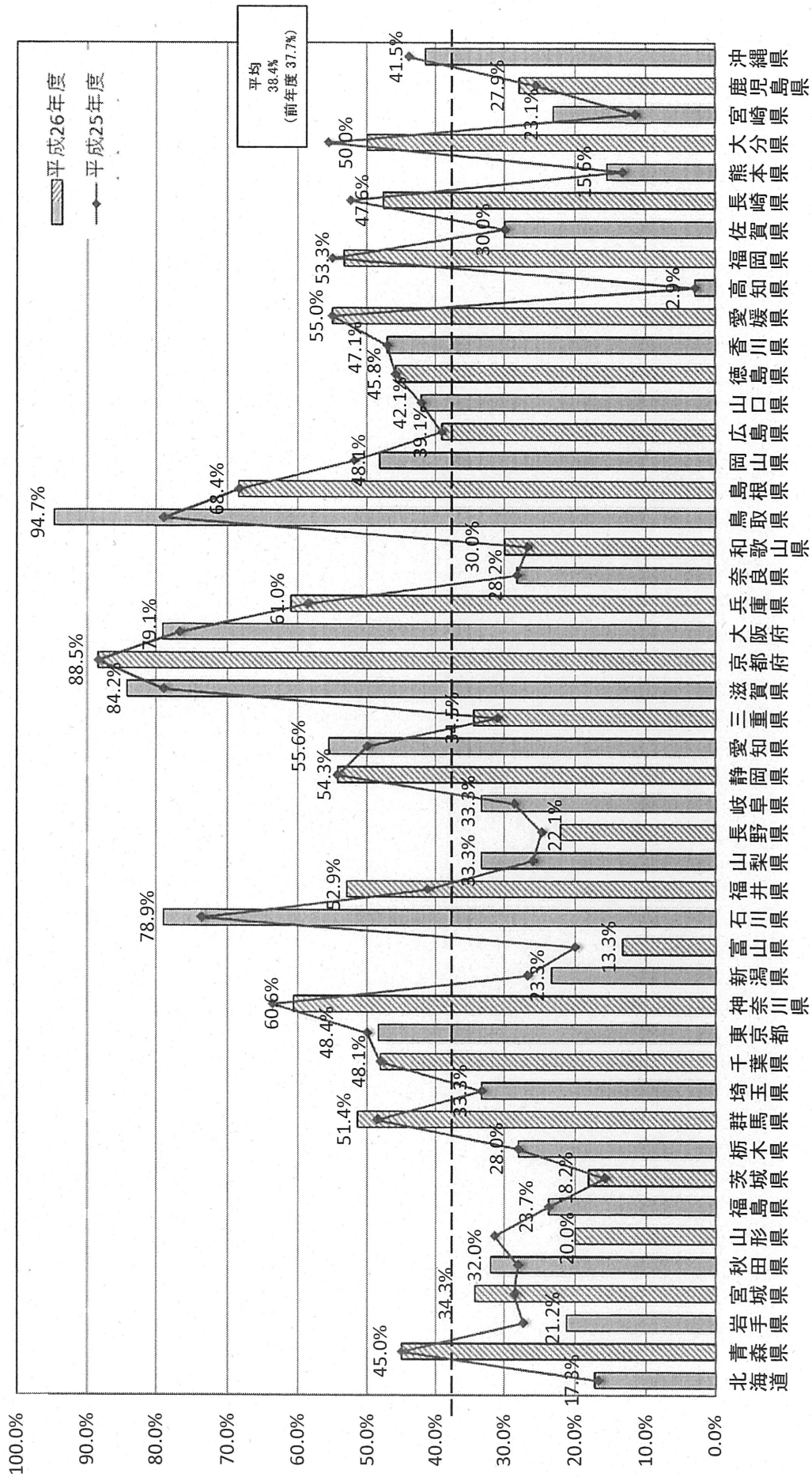
※数値は平成26年度値。
※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

意思疎通支援事業

【内訳2】 手話通訳者設置事業の実施体制整備状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。
- 全体では668市町村／1,741市町村（H27.3.31現在）で実施割合は38.4%である。

実施割合（%）



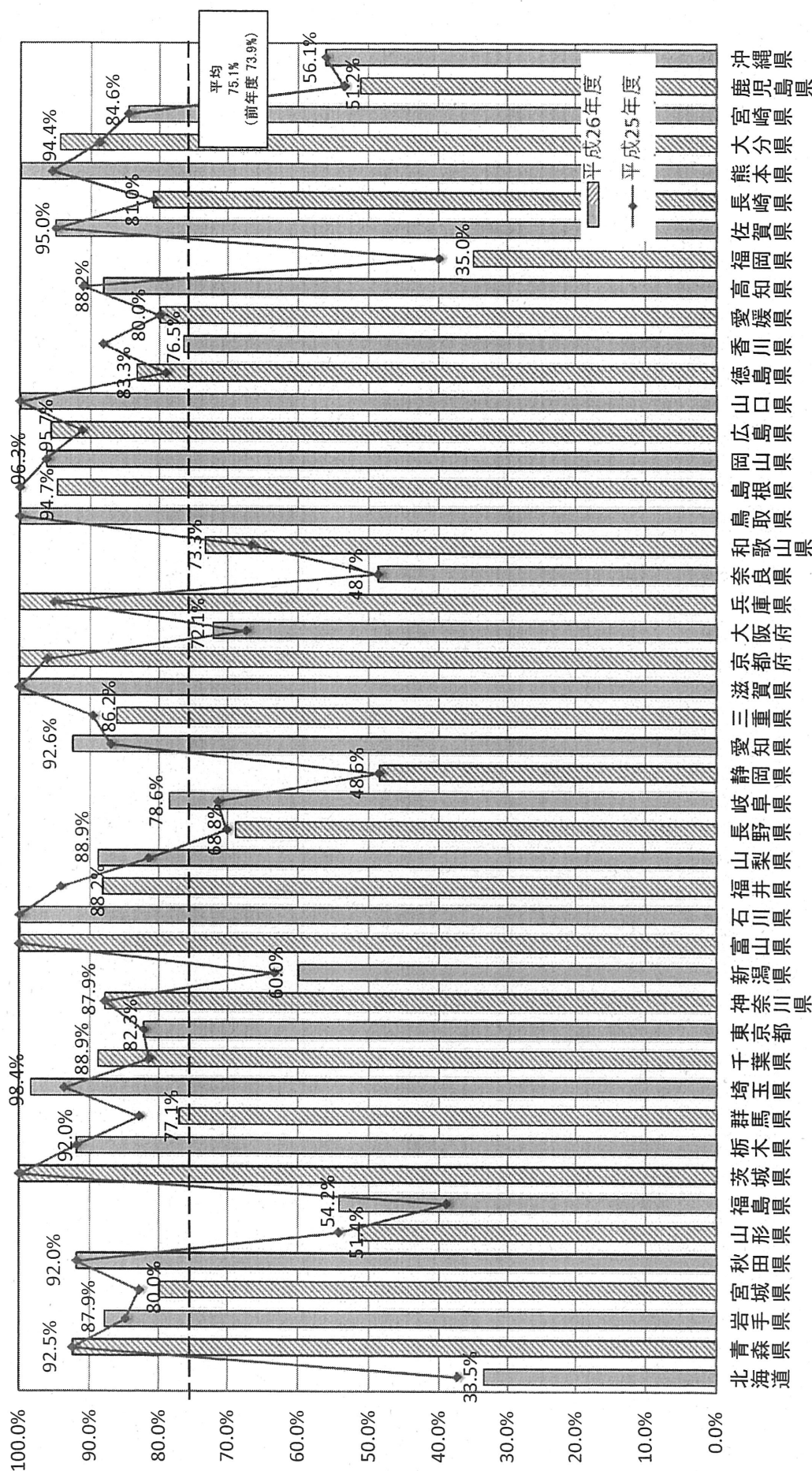
※数値は平成26年度値。
 ※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

意思疎通支援事業

(内訳3) 要約筆者派遣事業の実施体制整備状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。
- 全体では1,307市町村／1,741市町村(H27.3.31現在)で実施割合は75.1%である。

実施割合(%)



※数値は平成26年度値。
※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

失語症会話パートナー派遣事業（四日市市）

目 的

失語症会話パートナーを派遣することにより、話す、聞く、読む、書くこと等に障害があるため、意思疎通を図ることが困難な失語症者の社会生活等におけるコミュニケーションを円滑に行い、もって失語症者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

事業内容

(1) 失語症会話パートナーの登録

- ・失語症会話パートナー養成カリキュラムに基づく養成講座を修了している者。
- ・登録者数は24名（平成28年1月時点）。
- (2) 失語症会話パートナーの派遣
 - ・失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動等について派遣を実施している。
 - ・派遣者数は延べ387名（平成27年12月時点） ※平成27年4月～27年12月の累計

(派遣先例)

- ・障害者福祉センター主催「いちごの会」
- ・よっかいち失語症友の会主催「交流会」「例会」「役員会」
- ・三重県失語症者のつどい（三重県松阪市で開催）
- ・全国失語症者のつどい（愛知県名古屋で開催）

(3) 失語症パートナーのスキルアップ研修

- ・グループワーク形式による実際の支援事例を題材とし、対応技術の向上や効果的な支援方法等について意見交換などを行う。
- ・講師は、市内医療機関及び市社会福祉協議会に所属する言語聴覚士。

いずれも、よっかいち失語症友の会等関係団体と連携して市が実施。

【参考：平成28年度実施予定の失語症会話パートナー養成講座カリキュラムの主な内容】

第1、2回（5h）	会話パートナーとは 失語症の基礎 失語症から起こる様々な問題 コミュニケーションの取り方
第3回（3h）	コミュニケーションの工夫や手段 失語症者の症状に気付く
第4回（3h）	身体介助の方法 会話の工夫 グループ会話
第5回（2h）	困難ケース 「ありがとう」な対応を考える
演習①（2h）	「よっかいち失語症友の会：定例会」
演習②（1.5h）	「四日市市障害者福祉センター交流会」
演習③（2h）	「よっかいち失語症友の会：交流会」

- * 演習①～③のうち、いずれか1回は参加が必要。
- * 講座（1～5回）・演習（1回）に全て出席した者に修了証を授与。
- * 失語症会話パートナーとして登録された者には登録証を授与。

失語症会話パートナー派遣事業（我孫子市）

事業実施の背景

- 訓練によって症状を軽減することは可能だが、完治することは困難である。失語症状が生涯にわたって継続することにより、日常生活でのコミュニケーションや社会的孤立が深刻な問題となっている。
- 失語症者が残されたコミュニケーション機能を用いて地域で生活するためには、対話者側が失語症に関する知識と会話技術を身につける必要がある。

趣 旨

話す、聞く、書く、読むなどの意思伝達手段に障害のある失語症の人に対し、失語症に関する知識と会話技術を習得した失語症会話パートナーを派遣し、会話の機会の拡大と社会参加を支援する。

事業内容

- (1) 失語症会話パートナーの養成
定員 15 名とし、2 名の言語聴覚士が講師を担当。講座は講習 5 回と実習 5 回で構成され、概ね交互に行うよう計画。受講費用はテキスト代を含めて無料。
- (2) スキルアップ講座の開催
会話技術の向上を図るため、養成した失語症会話パートナーを対象に、スキルアップ講座を開催。
- (3) 失語症会話パートナーの派遣
個人派遣が原則だが、同じ場所に一同が集まり、仲間意識を持って会話を楽しむことのほうが失語症者のニーズに適しているとの判断から、市内 2 箇所の公共施設に活動場所を確保し、失語症会話パートナーを派遣。失語症者の費用負担は無料。

活動実績

養成講座修了者… 4 人（H26実施分、登録者 15 人） パートナー派遣利用者… 348 人（H26.4～H27.3の延べ人数）

【参考：講習と実習の主な内容】

第1回講習	コミュニケーションとは	失語症の基礎知識	会話パートナーの役割	コミュニケーションの基本姿勢
第1回実習	コミュニケーションの基本姿勢			
第2回講習	失語症と一緒に起こりやすい症状	失語症と間違えやすい他の障害	話しことばの工夫	
第2回実習	コミュニケーションの基本姿勢	話しことばの工夫	コミュニケーションの話題を考える	
第3回講習	コミュニケーションの基本姿勢	話しことばの工夫	コミュニケーションの話題を考える	
第3回実習	いろいろな手段や道具の活用	確認の方法		
第4回講習	いろいろな手段や道具の活用	確認の方法		
第4回実習	良い例、悪い例について	移動の介助方法		
第5回講習	自由会話の実践			
第5回実習	友の会活動の紹介	リハビリテーションとは	社会福祉サービスの基礎知識	これまでのまとめ

		11受講		11修了		12受講		12修了		13受講		13修了		14受講		14修了		15受講		15修了		修了者 累計
		東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	
01	北海道	2		1		5	1	4	1	5		5		12		11		5		5		27
02	青森県	3		3		1		1		2		2		1	2	1	2					9
03	岩手県	5		5		2		2		2		1		3		2		2		2		12
04	宮城県	1		0		1		1						2		2		2		2		5
05	秋田県	1		1		3		1						2		2		2		2		6
06	山形県	1		1		6		6		1		1		3		3		1		1		12
07	福島県	2		2		2		2		1		1		2		2		1		1		8
08	茨城県	3		3		4		4		1		1						2		1		9
09	栃木県	6		6		12		11		4		3		3		3		1	1	1	1	25
10	群馬県	4		4						1		1		1		1		2		2		8
11	埼玉県	9		9		6		6		6		6		9		9		7		7		37
12	千葉県	5		5		6		4		2		2										11
13	東京都	5		5		2		2		5		5		2		2		7		7		21
14	神奈川県	16		16		8		7		13		11		13		10		12		11		55
15	新潟県	2		2		5		4		4		4		2		2		3		3		15
16	富山県	1		1		3		3			2		1		1		1	2		2		8
17	石川県		4		4		2		2		2		2		2		2		2	1		11
18	福井県		3		3		2		2		2		2		2		2	2		2		11
19	山梨県	1		1		1		1		1		1		1		1						4
20	長野県	6	0	6	0	2	1	2	1	4	1	4	1	2		2		2		2		18
21	岐阜県	5		5		6		6		4	2	4	2	1	4	1	4		4		4	26
22	静岡県	3		3		3		3		4		3		1	1	1	1	2		2		13
23	愛知県		5		5		6		6	3	4	2	4	1	6		5	1	3	1	3	26
24	三重県		4		3		6		6		3		3		3		3		2		2	17
25	滋賀県		4		4		4		3		3		3		3		3		2		2	15
26	京都府		5		5		4		4		5		5	1	6	1	6		6		6	27
27	大阪府		5		5		10		10		9		9		8		6		12		12	42
28	兵庫県		5		4		5		5		9		9		9		9		11		11	38
29	奈良県		4		3		3		2		3		3		3		2		3		3	13
30	和歌山県		4		4		4		4		3		1		4		4					13
31	鳥取県		4		4		2		2		2		1	1	1	1	1		2		2	11
32	島根県		4		4		3		3		2		1		3		3		2		2	13
33	岡山県		4		4		4		4	1	3	1	3	2	3	2	3	1	1	1	1	19
34	広島県		5		5		5		4		4		4		5		4		5		5	22
35	山口県	8		8			6		6	2	4	2	4	2	4	2	4	2	5	2	5	33
36	徳島県		3		3		2		2		2		2		2		2					9
37	香川県																					0
38	愛媛県		2		2		1		1		2		2		2		2		2		2	9
39	高知県		1		1	2		2			2		2		2		2	1		1		8
40	福岡県		5		5		3		3		4		4		4		4	1	3	1	3	20
41	佐賀県		1		1						1		1		1		1		2		2	5
42	長崎県		4		4	1	2	1	2	4	1	4	1	3	2	3	2	2		2		19
43	熊本県		4		3						3		3		2		2		2		2	10
44	大分県		2		2						3		3		2		2		2		2	9
45	宮崎県		4		4		5		5	1	3	1	3		3		3	1	1	1	1	18
46	鹿児島県		3		3										1		1		2		2	6
47	沖縄県		1		1	1		1		1		1		1		1			2		2	6
		89	90	87	86	82	81	74	78	72	84	66	79	71	91	65	86	64	77	62	76	759

※2013年度以降の各都道府県の数字には政令市、中核市も含まれます。

失語症者向け意思疎通支援事業（案）について

事業概要

(1) 失語症者向け意思疎通支援者の養成

- ・平成27年度障害者支援状況等調査研究事業に基づくカリキュラム(案)の必須科目（講義8時間、実習32時間）を基本として、支援者の養成を実施する。

(2) 失語症者向け意思疎通支援者の派遣

- ・失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動及び失語症者の外出時に支援が必要な場面について派遣を実施する。

(3) 留意事項

- ・養成カリキュラムについては、各地域の状況や利用者ニーズに応じて、各自治体において一部構成を変更することも可能。
- ・各地域における言語聴覚士協会や失語症関係団体と連携を図り事業の円滑な実施に努めること。
- ・失語症者の集まるサロンを開催し、実地研修及び失語症者の個別ニーズの聞き出しの場として活用するよう努めること。

事業イメージ（案）

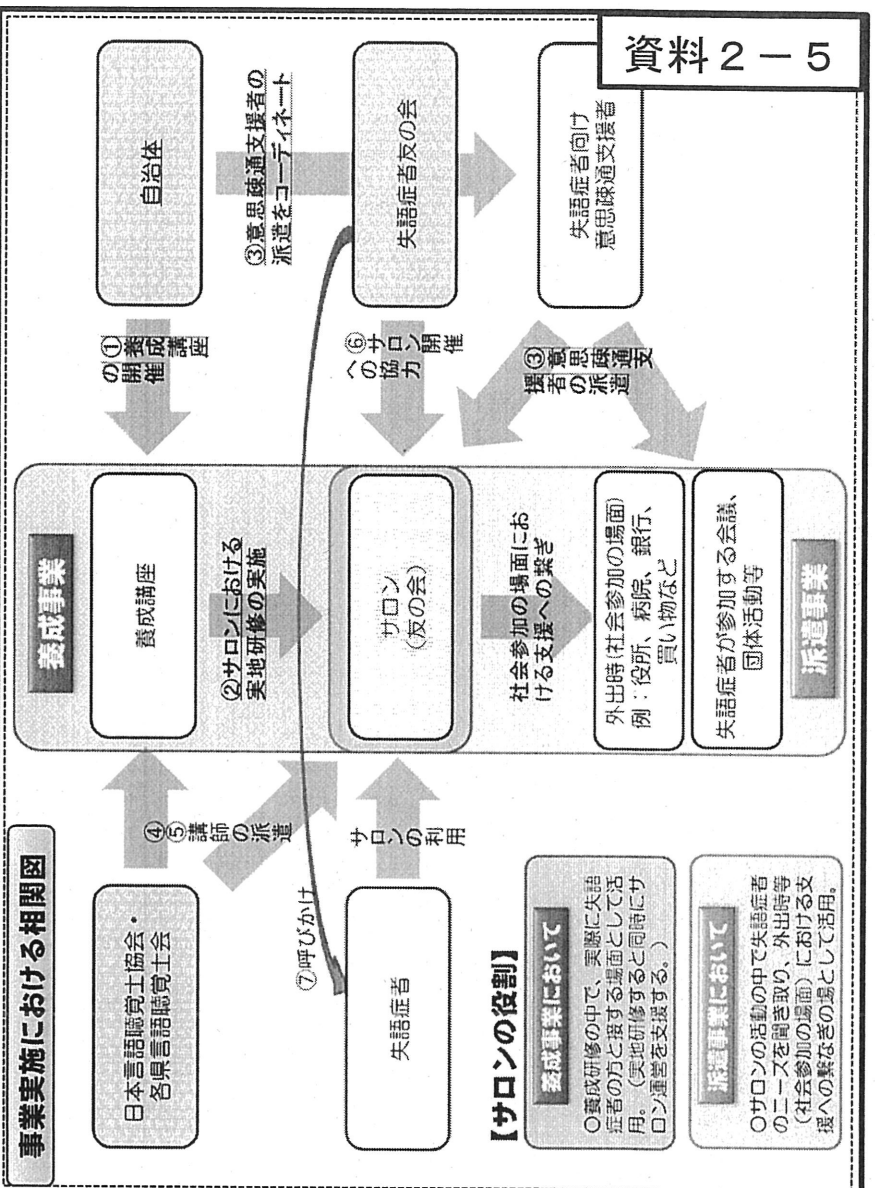
それぞれの役割

- 自治体
- ①失語症者向け意思疎通支援者の養成講座の実施
 - ②失語症サロンの開催
 - ③意思疎通支援者の派遣をコーディネート及び派遣の実施

- 言語聴覚士協会等
- ④失語症者向け意思疎通支援者養成講座への講師派遣
 - ⑤失語症サロンの開催への協力（人的支援）

- 失語症者等の関係者等
- ⑥失語症サロンの開催への協力（場所の提供、会員への周知等）
 - ⑦地域の失語症者への呼びかけ

連携



聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成27年4月1日現在)

都道府県(市)	設置	設置予定等	都道府県(市)	設置	設置予定等
北海道		平成28年度	広島県	△	平成28年度 (現在：単独事業で実施)
青森県	○		山口県	○	
岩手県	○		徳島県	○	
宮城県	○		香川県	○	
秋田県		平成28年度	愛媛県	○	
山形県	○		高知県	○	
福島県	○		福岡県	○	
茨城県	○		佐賀県	○	
栃木県	○		長崎県	○	
群馬県	○		熊本県	○	
埼玉県	○		大分県	○	
千葉県	○		宮崎県	○	
東京都	○		鹿児島県	○	
神奈川県	○		沖縄県	○	
新潟県	○		札幌市	○	
富山県	○		仙台市		
石川県	○		さいたま市		
福井県	○		千葉市		
山梨県	○		横浜市	○	
長野県	○		川崎市	○	
岐阜県	○		相模原市		
静岡県	○		新潟市		
愛知県	○		静岡市		
三重県	○		浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府	○		京都市	○	
大阪府	○		大阪市		
兵庫県	○		堺市	○	
奈良県	○		神戸市		
和歌山県	○		岡山市		
鳥取県	△	単独事業で実施	広島市		
島根県	○(2)		北九州市	○	
岡山県	○		福岡市		
			熊本市		
			計	51	

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱新旧対照表（案）

新					旧				
身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱					身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱				
1～2（略）	1～2（略）	3（1）（略）	3（1）（略）	3（2）身体障害者福祉費補助金 障害者芸術文化活動振興事業 平成13年5月31日障発第241号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 「障害者芸術・文化祭の開催について」に基づき、都道府県が行う事業に要する費用	1～2（略）	3（1）（略）	3（2）身体障害者福祉費補助金 障害者芸術文化活動振興事業 平成13年5月31日障発第241号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 「障害者芸術・文化祭の開催について」に基づき、都道府県が行う事業に要する費用		
4（1）～（2）（略）					4（1）～（2）（略）				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
身体障害者保護費負担金	点字図書館等事務費	次に掲げる額の合算額 1 一般事務費 専任職員数別、級地別に1施設当たり年額として次に掲げる額	点字図書館及び障害者情報提供施設の運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賞金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料及び備品購入費等	$\frac{5}{10}$	身体障害者保護費負担金	点字図書館等事務費	次に掲げる額の合算額 1 一般事務費 専任職員数別、級地別に1施設当たり年額として次に掲げる額	点字図書館及び障害者情報提供施設の運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賞金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料及び備品購入費等	$\frac{5}{10}$
専任職員数 人	1	千円 6,450	千円 6,203	千円 6,055	千円 5,956	千円 5,758	千円 5,610	千円 5,462	千円 5,314
	2	千円 11,930	千円 11,553	千円 11,176	千円 10,988	千円 10,611	千円 10,323	千円 10,046	千円 9,769
	3	千円 16,281	千円 15,743	千円 15,226	千円 14,967	千円 14,449	千円 14,061	千円 13,673	千円 13,285
	4	千円 21,741	千円 21,044	千円 20,870	千円 19,999	千円 19,302	千円 18,780	千円 18,257	千円 17,735
	5	千円 26,072	千円 25,234	千円 24,397	千円 23,978	千円 23,140	千円 22,512	千円 21,884	千円 21,256
	左記以外								
（注）1 地域区分は次によること。 （1）「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。					（注）1 地域区分は次によること。 （1）「18.5/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表第1の支給割合が「18.5/100」となされている地域とする。				

- (2) 「16/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域及び更久留米市とする。
- (3) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び留置新市、八千代市とする。

- (4) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が四級地とされている地域及び沼島市、更久留米市、海老名市、墨田市、高石市とする。

- (5) 「10/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が五級地とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉三芳町、四街道市、小倉井市、神奈川県寒川町、逗子市、横須市、松原市、川西市、大坂狭山市、大坂府忠岡町、貝塚市とする。

- (6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び狹山市、藤市、白井市、伊勢原市、養野市、大府市、長岡京市、大坂狭山市、大坂府忠岡町、貝塚市とする。

- (7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が七級地とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。

- 2 専任職員が5人を超えて設置されている場合であって、厚生労働大臣の承認を得た場合、本案の5人の限度額に級別に1人当たり次に掲げる額を加算することができる。

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外
一人当たり加算額	千円 5,214	千円 5,047	千円 5,005	千円 4,879	千円 4,796	千円 4,628	千円 4,502	千円 4,377

2～7 (略)

障害者芸術・文化活動振興事業	障害者芸術・文化祭開催事業 (障害者芸術・文化祭開催事業)の 実施に必要と厚生労働大臣が認めた 経費	(略)
----------------	---	-----

5～14 (略)

- (2) 「15.5/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「15.5/100」とされている地域とする。

- (3) 「15/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「15/100」とされている地域及び更久留米市とする。

- (4) 「14/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「14/100」とされている地域とする。

- (5) 「13/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「13/100」とされている地域及び宮田新市とする。

- (6) 「12/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「12/100」とされている地域及び八千代市、沼島市、海老名市、高石市とする。

- (7) 「10.5/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「10.5/100」とされている地域とする。

- (8) 「10/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「10/100」とされている地域及び鶴ヶ島市、四街道市、小倉井市、更久留米市、墨田市、逗子市、横須市、松原市、大坂狭山市、大坂府忠岡町、貝塚市とする。

- (9) 「9/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「9/100」とされている地域及び新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉三芳町、神奈川県寒川町、川西市とする。

- (10) 「7/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「7/100」とされている地域とする。

- (11) 「6/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「6/100」とされている地域及び狹山市、藤市、白井市、伊勢原市、養野市、大府市、大坂狭山市、大坂府忠岡町、貝塚市とする。

- (12) 「5/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「5/100」とされている地域及び長岡京市とする。

- (13) 「4/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「4/100」とされている地域とする。

- (14) 「3/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「3/100」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。

- (15) 「2/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「2/100」とされている地域とする。

- 2 専任職員が5人を超えて設置されている場合であって、厚生労働大臣の承認を得た場合、本案の5人の限度額に級別に1人当たり次に掲げる額を加算することができる。

地域区分	18.5/100	15.5/100	15/100	14/100	13/100	12/100	10.5/100	10/100
一人当たり加算額	千円 5,287	千円 5,142	千円 5,121	千円 5,079	千円 5,037	千円 4,996	千円 4,933	千円 4,912

2～7 (略)

障害者芸術・文化活動振興事業	障害者芸術・文化祭開催事業 (障害者芸術・文化祭開催事業)の 実施に必要と厚生労働大臣が認めた 経費	(略)
----------------	---	-----

5～14 (略)

(別紙1) 点字図書館等事務費算定基準 (略)	(別紙1) 点字図書館等事務費算定基準 (略)
別紙様式1～9 (略)	別紙様式1～9 (略)

視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

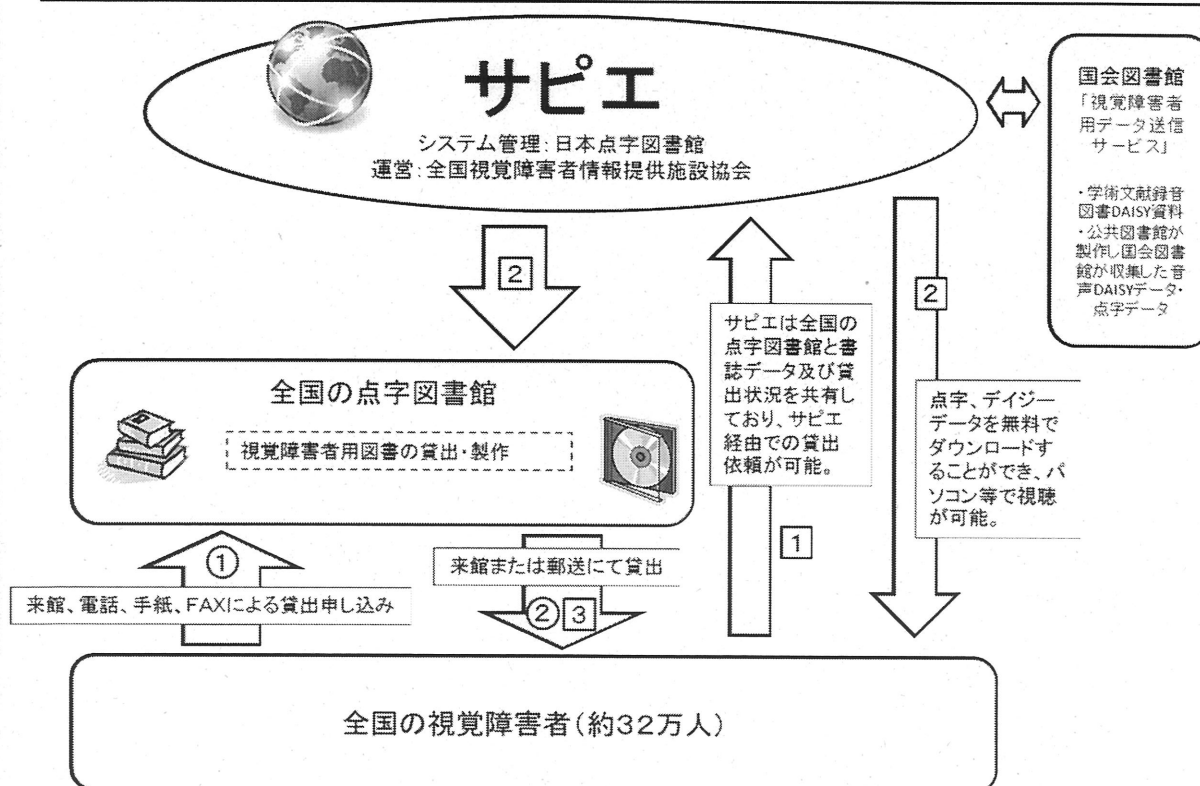
「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デージーデータ（音声、テキストを利用したデータ）の情報を提供するネットワークです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約91万件）として広く活用されています。

また、14万タイトルの点字データを保有し、6万タイトルのデージーデータのダウンロードやストリーミングができ、個人会員はこの点字・デージーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能です。読みたい本を自由に選べ、直接入手できますので視覚障害者等の読書の自由が広がりました。

「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」（Sapientia サピエンティア＝ラテン語）の広場です。

視覚障害者情報総合システム「サピエ」と点字図書館等の関係図



避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

安否の確認

被災地域の要援護者を確認

ニーズの把握

障害特性に応じた支援内容

関係者との連携

避難所等における活動

避難所の説明

トイレや風呂、配給場所など

情報の共有

食料・救援物資の配給など

機材・物品

共用品・消耗品の手配など

視覚障害

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・ラジオ
・テレビ(解説放送)
・乾電池(ラジオなど) 等

聴覚障害

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人はいませんか?」など)
・手話通訳者、要約筆記者などは腕章を着用。
(「手話できます」「耳マークの活用」など)

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

・テレビ(字幕・手話放送)
・ホワイトボード(設置型、携帯型)
・補聴器用電池 等

平成 28 年度内閣府防災部門 予算案

(単位:百万円)

区 分 (主要事項名)	前年度 予算額	28年度 予算案	対前年 増△減額
○ 災害予防	894	939	45
実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進	203	206	3
防災を担う人材の育成、訓練の充実	156	157	1
社会全体としての事業継続体制の構築推進	51	41	△ 10
地域防災力の向上推進	49	42	△ 7
防災ボランティア連携促進	20	20	0
地震対策の推進	243	200	△ 43
火山災害対策の推進	101	204	103
土砂災害・水害等の災害時における避難の推進	50	50	0
防災計画の充実のための取組推進	20	20	0
○ 災害応急対応	1,791	1,686	△ 105
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向けた首都直下地震対策等に係る取組推進	70	90	20
災害対応業務標準化の推進	16	22	6
防災情報の収集・伝達機能の強化	317	277	△ 40
現地対策本部設置のための施設整備	71	26	△ 45
中央防災無線網の整備・維持管理等	1,176	1,156	△ 20
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等	141	115	△ 26
○ 災害復旧・復興	1,209	1,167	△ 42
被災者支援・復興対策の推進	48	45	△ 3
被災者支援に関する総合的対策の推進	20	30	10
被災者生活再建支援金補助金	600	600	0
災害救助費等負担金	202	202	0
災害弔慰金等負担金	140	140	0
災害援護貸付金	200	150	△ 50
○ その他	714	759	45
国際関係経費	232	287	55
特定地震防災対策施設運営費補助金	251	251	0
その他一般事務処理経費等	231	220	△ 11
合 計	4,607	4,551	△ 56

(注)四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

※復興庁一括計上(東日本大震災分)として、被災者生活再建支援金補助金189億円及び災害救助費等負担金等334億円

実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進①

平成28年度予算案 81百万円(95百万円)

事業概要・目的

- 地震・津波防災を国民運動へ展開するために、「津波防災の日(11月5日)」を中心に地域住民等が参加する津波防災訓練を実施するとともに、訓練事例集の整備を行う。

事業イメージ・具体例

- 地域住民を始め地域の企業・学校など多数かつ多様な主体が参加する住民参加型の実動訓練を、「津波防災の日(11月5日)」を中心に全国10カ所で実施する。

シェイクアウト訓練

☆緊急地震速報、防災行政無線などによる告知

(防災通報アプリ・モスの活用)

☆その場で身を守る訓練を実施する

津波避難訓練

☆高台から津波を監視する

☆避難を呼びかける
例)海側に向けてオレンジフラッグの掲揚

☆逃げる!

☆避難場所に集合

☆安否確認・情報伝達の訓練
例)アマチュア無線クラブによる情報伝達訓練

- 効果的な取組を各地域に波及させるために、津波防災訓練の優良事例を収集し、事例集として整備し、地方公共団体等へ提供する。

期待される効果

- 多数かつ多様な主体が参加する訓練の実施により、国民の防災意識の向上が期待される。
- 地震・津波防災の国民運動への展開が図られ、自助・共助の理念の涵養が期待される。

実践的な防災行動推進事業経費②

平成28年度予算案 125百万円（108百万円）

事業概要・目的

- 国民の実践的な防災行動定着のためには、防災に関する情報を発信するのみならず、様々なチャンネルを活用して幅広い層の国民に対して啓発を行っていくことが重要となる。
- 内閣府では、防災に関する情報を網羅的・一元的に集約し発信するポータルサイト（「TEAM防災ジャパン」）を立ち上げるとともに、防災意識向上の国民運動を推進する仕組みとして各界各層のネットワークを活用した「国民会議」を組織し、幅広く普及啓発を図っている。
- これらの仕組みを活用するため、様々な主体による既存の防災に関する取組を参考にした普及啓発のコンテンツの開発などを行う。特に、津波防災について、実践的な避難行動がとれるよう意識向上に力を入れる予定である。
- これら普及啓発のツールの提供や様々なチャンネルを通じた働きかけを通じて、国民全体に対する実践的な防災行動の啓発を図る。

事業イメージ・具体例

普及啓発コンテンツ

- 共有デジタルコンテンツ
- 防災啓発アイデア
- 各種啓発ツール
- CSR・企業の防災取組事例

津波防災の意識向上

- 実践的な避難行動の意識定着
 - 津波避難訓練の参加促進
- 「世界津波の日」の普及

情報格納

協力

ポータルサイト

（「TEAM防災ジャパン」）

- 防災に関する情報を網羅的・一元的に集約・発信

国民会議

- 各界各層のネットワークを活用し、幅広い層の国民の防災意識の向上

- 普及啓発ツールの提供
- 様々なチャンネルを通じた啓発

国民全体に対する実践的な防災行動の啓発

期待される効果

- 国民に対するきめ細かな防災知識の普及、防災意識の啓発により、国民の防災活動への自律的・積極的な参加が促されることで地域の防災力が高まり、災害の未然予防及び災害被害の軽減が可能となる。

防災を担う人材の育成、訓練の充実①

平成28年度予算案 131百万円（131百万円）

事業概要・目的

「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国・地方のネットワークを形成できる人」を育成するために、国や地方公共団体の職員等に対する研修を行う。

また、人材育成の方法等についての検討会を開催するなど、体系的な人材の育成を実施する。

事業イメージ・具体例

- 地方公共団体の職員等に対して、内閣府防災で
○ J T 研修や防災に関する研修を行うことで、防災に対する人材を育成し、国と地方の連携強化を図る。
- 国・地方公共団体の職員等に対して、「有明の丘基幹的広域防災拠点」を活用した研修を2期各10コース実施するほか、全国9カ所において各地域へ出向いた研修を行い、それぞれの役割に応じた必要とする知識の習得を図る。



（H26年度研修の状況）

- 災害対応に関する人材育成の方法等についての検討を行う検討会を開催するとともに、「標準テキスト」の整備やインターネットを通じて研修を受講できるシステムの整備など、防災人材の育成について総合的に検討、実施する。

期待される効果

- 国及び地方において防災のスペシャリストとなる人材が育成され、災害対応の能力の向上が期待される。
- 研修等を通じて職員間のネットワークが構築され、国・地方公共団体及び地方公共団体相互が緊密に連携した広域的な災害対応が期待される。

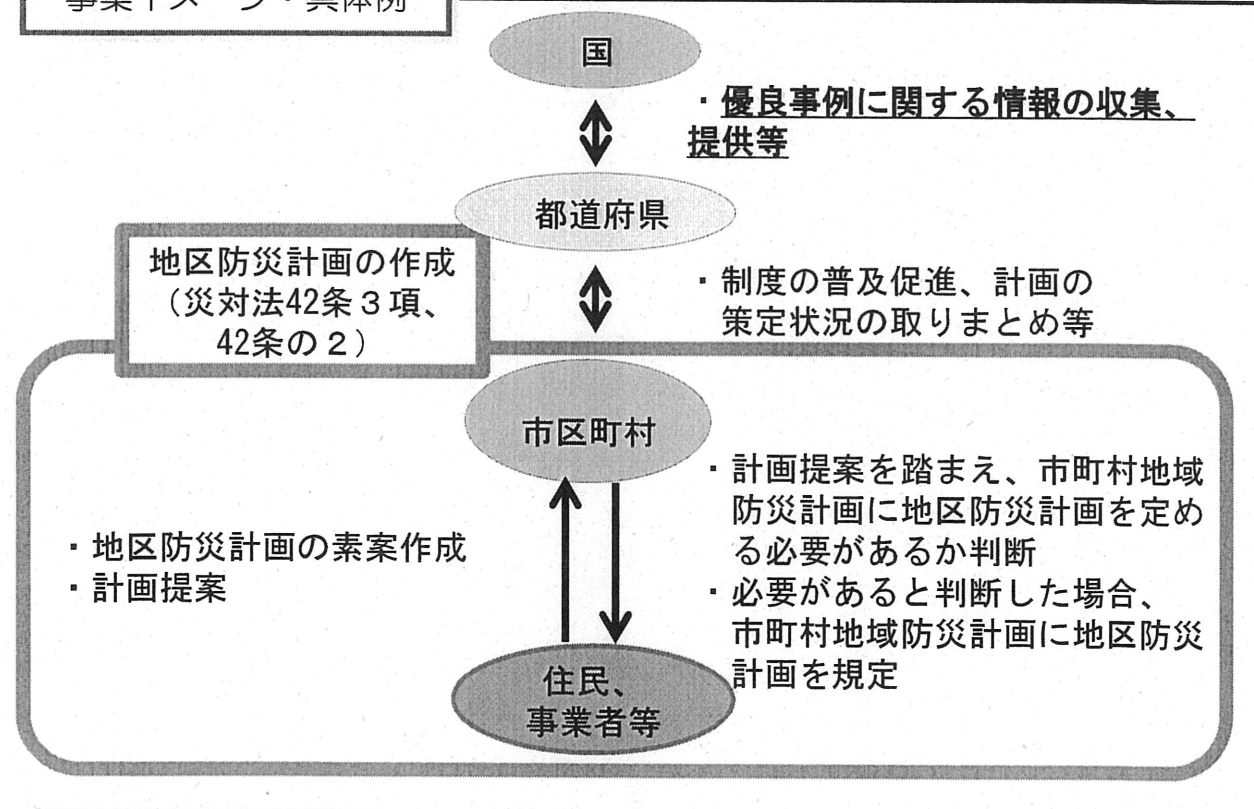
地域防災力の向上推進

平成28年度予算案 42百万円（49百万円）

事業概要・目的

- 住民や多様な主体の「自助」・「共助」の精神に基づく防災活動は、地域防災力の向上の観点から極めて重要である。
- 南海トラフ地震等の大規模広域災害等が発生した場合、住民の避難、避難所の開設・運営等については、「公助」と連携しつつ、地域コミュニティが自ら計画的に行える体制づくりが喫緊の課題となっている。
- このため、平成25年の災害対策基本法改正において、地域における防災力を高めるため、地域コミュニティの住民及び事業者による防災活動に関する計画である「地区防災計画制度」が創設され、平成26年4月より施行されたところ。
- 同制度を活用して、地区だけにとどまらず地域全体における防災に関する取組を高めていくため、平成28年度は、全国から15地域程度を選定して、地区防災計画を策定等を行う地区が中心となって地域の防災力を強化する取組に対して支援を行うとともに、それらの事例を広くPRし、制度の普及啓発を図る。

事業イメージ・具体例



期待される効果

- 「自助」・「共助」の精神に基づく、地域コミュニティによる地域防災力の向上推進が期待される。

防災ボランティア連携促進

平成28年度予算案 20百万円(20百万円)

事業概要・目的

- 現在、主だったボランティア団体が相互に連携を深めるため、ネットワーク組織の立上げを準備している。当該組織は、内閣府(防災)に対する連携窓口としての役割が期待されるため、今後実際に大規模災害や広域災害が発生した場合における具体的な連携の仕組みの確立を図っていく必要がある。
- 発災時、実績のあるボランティア団体には、ボランティア団体を支援する中間支援団体を介し、活動資金が配分されるものの、個人ボランティアには行き渡らないという指摘もあり、ボランティア全体に対する支援の在り方を検討する。
- 今後甚大な被害が想定される大規模災害の対応に当たっては、多数のボランティアが必要であり、専門ボランティアだけではなく、一般の方がより参加しやすい環境整備について検討する。

事業イメージ・具体例

<広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会>

- ボランティア団体だけでなく、個人のボランティアを含めたボランティア全体に対する支援の在り方を考えるため、検討会を開催し、課題の洗い出しを行う。
- 特に活動資金について、一部のボランティア団体ではなく、個人ボランティアに対する支援制度が必要といった声もあり、検討会において現状の検証と今後の在り方について検討を行う。

<ボランティアの裾野拡大の推進>

- 全国で女性や学生などがボランティアに積極的に参加している事例を発掘、発信を行う。
- 「ボランティアの集い」において、専門ボランティアから一般ボランティアまで幅広く参加を募り、意見交換や取組発表の場を設ける。

期待される効果

専門ボランティア団体との連携促進にとどまらず、一般ボランティアも含めたボランティア全体に対する支援の在り方の検討や、好取組を収集・発信をすることで、ボランティア全体の裾野の拡大が期待される。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について
(平成26年度末現在)

	都道府県	派遣対象 盲ろう者数	通訳・介助員数	介助員に対する 手当額	利用時間の上限
1	北海道	3	92	1,000円/時	有 (240時間/年)
2	青森県	5	17	2,500円/時	無
3	岩手県	14	134	1,110円/時	有 (8時間/日)
4	宮城県	4	91	1,200円/時	有 (240時間/年)
5	秋田県	9	19	1,000円/時	有 (240時間/年)
6	山形県	11	56	1,500円/時	無
7	福島県	6	69	1,200円/時	有 (10時間/回)
8	茨城県	10	69	1,670円/時	有 (180時間/年)
9	栃木県	15	189	1,500円/時	有 (240時間/年)
10	群馬県	6	60	1,660円/時 1,830円/時(早朝等)	有 (240時間/年)
11	埼玉県	36	131	1,470円/時	有 (400時間/年)
12	千葉県	28	163	1,660円/時	無
13	東京都	127	449	1,700円/時	有 ※予算の範囲内で委託団体が上限設定。
14	神奈川県	57	333	1,550円/時(8時～18時) 1,930円/時(上記以外)	無
15	新潟県	24	112	1,300円/時	有 (240時間/年)
16	富山県	3	30	1,320円/時	無
17	石川県	10	92	1,960円/時	無
18	福井県	19	27	1,670円/時	有 (240時間/年)
19	山梨県	6	61	1,500円/時	有 (8時間/日)
20	長野県	3	48	1,530円/時	有 ※予算の範囲内で
21	岐阜県	13	95	1,300円/時	有 (240時間/年)
22	静岡県	33	161	1,530円/時	無
23	愛知県	21	112	1,350円/時	有 (600時間/年)
24	三重県	15	68	1,500円/時	有 (240時間/年)
25	滋賀県	21	126	1,500円/時	有 (20時間/月)
26	京都府	23	312	1,500円/時	無
27	大阪府	112	396	1,450円/時	有 (1080時間/年)
28	兵庫県	43	141	1,300円/時	無
29	奈良県	9	50	1,000円/時	無
30	和歌山県	7	100	2,100円/時	有 (240時間/年)
31	鳥取県	6	120	3,000円/時	有 (240時間/年)
32	島根県	21	99	1,670円/時	有 (240時間/年)
33	岡山県	12	90	1,500円/時	有 ※予算の範囲内で
34	広島県	26	237	2,000円/時	有 (240時間/年)
35	山口県	13	127	1,500円/時	有 (240時間/年)
36	徳島県	9	67	1,500円/時	有 (240時間/年)
37	香川県	11	116	800円/時	有 (156時間/年)
38	愛媛県	9	122	1,400円/時	有 (240時間/年)
39	高知県	9	59	1,670円/時	無
40	福岡県	22	71	1,500円/時	無
41	佐賀県	4	30	4,000円/日	無
42	長崎県	29	188	4,000円/回	無
43	熊本県	16	39	1,530円/時	無
44	大分県	7	61	1,530円/時	有 (240時間/年)
45	宮崎県	6	13	1,600円/時	有 (8時間/日)
46	鹿児島県	8	36	1,510円/時	有 (200時間/年)
47	沖縄県	17	90	1,540円/時	有 (240時間/年)

918

5368

※東京都、三重県、大阪府、和歌山県、広島県、山口県は特別支援事業の「盲ろう者社会参加等促進事業」により実施。

(出典) 平成26年度地域生活支援事業費補助金実績報告

手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：人)

都道府県名	第 27 回試験		都道府県名	第 27 回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
北海道	28	0	滋賀県	11	0
青森県	14	0	京都府	29	1
岩手県	1	0	大阪府	83	3
宮城県	4	0	兵庫県	45	0
秋田県	3	0	奈良県	15	0
山形県	1	0	和歌山県	17	0
福島県	14	0	鳥取県	9	0
茨城県	12	0	島根県	5	0
栃木県	10	1	岡山県	12	0
群馬県	18	1	広島県	22	0
埼玉県	74	2	山口県	13	0
千葉県	33	1	徳島県	5	0
東京都	234	3	香川県	5	0
神奈川県	94	4	愛媛県	15	0
新潟県	18	0	高知県	2	0
富山県	1	0	福岡県	41	2
石川県	15	1	佐賀県	5	0
福井県	2	0	長崎県	13	0
山梨県	5	1	熊本県	15	0
長野県	8	0	大分県	10	0
岐阜県	5	1	宮崎県	10	0
静岡県	28	1	鹿児島県	16	0
愛知県	30	0	沖縄県	12	1
三重県	14	0	合 計	1,076	23

- ・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。
- ・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

〔再掲〕政令指定都市別受験者数・合格者数

(単位：人)

政令市名	第27回試験		政令市名	第27回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
札幌市	6	0	名古屋市	10	0
仙台市	1	0	京都市	11	1
さいたま市	10	1	大阪市	19	1
千葉市	7	0	堺市	9	0
横浜市	41	2	神戸市	14	0
川崎市	11	1	岡山市	2	0
相模原市	3	0	広島市	5	0
新潟市	9	0	北九州市	9	1
静岡市	4	1	福岡市	5	0
浜松市	3	0	熊本市	7	0
合 計				186	8

障害者の芸術文化活動に関する予算（平成28年度予算案）

【厚生労働省】

1. 障害者の芸術活動支援拠点モデル事業の実施

〔事業内容等〕 ① 障害者の芸術活動支援拠点に関するモデル事業を実施する。

② 障害者の芸術活動の支援の在り方等について、次に掲げる事業のノウハウを蓄積し、その成果をもとに更なる芸術活動の推進を図る。（実施主体：社会福祉法人、NPO法人、美術館等）

- ・ 障害者及びその家族、福祉事業所等で障害者の芸術活動を支援する者への支援

（出展機会、著作権等の権利保護等に関する相談支援、支援者の人材育成等）

- ・ 障害者の優れた芸術作品の展示等の推進、関係者のネットワーク構築

③ ロンドン大会やリオデジャネイロ大会における障害者の芸術文化活動に関する文化プログラムの研究

〔平成27年度予算〕 97,000千円 → 〔平成28年度予算案〕 109,645千円

2. 全国障害者芸術・文化祭の開催

〔事業内容等〕 ① 平成13年度から、障害者芸術・文化祭として、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として実施。

※ 平成28年12月9日（金）～11日（日）愛知県で開催予定

② 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムにつなげるための事業

（例：全国障害者芸術・文化祭の成果を全国に展開、レガシーとして残す、文化プログラムに向けた方策の検討等）

〔平成27年度予算〕 29,160千円 → 〔平成28年度予算案〕 40,244千円

3. 地域における障害者芸術振興事業（芸術文化祭のサテライト開催）

〔事業内容等〕 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図るため、平成28年度愛知県で開催する全国芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔平成28年度予算案〕 464億円の内数（地域生活支援事業：都道府県）

目的

障害者芸術・文化祭は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加者の促進に寄与することを目的とする。

主催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村等

開催地等

- (1) 毎年1回、秋季（概ね10月～12月の間）に開催。
- (2) 開催地は、都道府県持ち回りで、毎年1回開催。

※ 平成27年度から、国民文化祭と同一都道府県で開催。

事業内容

文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する。

＜実施内容の例＞

- (1) 文芸（短歌、俳句、川柳等）
- (2) 美術（絵画、彫刻、工芸、書道、写真、タイポアート等）
- (3) 音楽（合唱、音楽会、演奏会、ジョイントコンサート等）
- (4) 演劇祭
- (5) 伝統芸能（民族芸能祭、日本舞踊等）
- (6) 舞踊（バレエ、社交ダンス等）
- (7) 演芸（手話落語等）
- (8) 障害者の福祉に関するシンポジウム
- (9) 映画（バリアフリー映画上映）等

※ 伝統芸能（民族芸能祭、日本舞踊等）

※ 【H28～】2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムにつなげるための事業

（参考）開催状況等

- | | | |
|-------------|---------------|-----------------------|
| 第1回(H13)大阪府 | 第6回(H18)沖縄県 | 第16回(H28)愛知県 |
| 第2回(H14)岐阜県 | 第7回(H19)長崎県 | (H28年12月9日(金)～11日(日)) |
| 第3回(H15)東京都 | 第8回(H20)滋賀県 | 第17回(H29)奈良県(予定) |
| 第4回(H16)兵庫県 | 第9回(H21)静岡県 | 第18回(H30)大分県(予定) |
| 第5回(H17)山形県 | 第10回(H22)徳島県 | |
| | 第11回(H23)埼玉県 | |
| | 第12回(H24)佐賀県 | |
| | 第13回(H25)山梨県 | |
| | 第14回(H26)鳥取県 | |
| | 第15回(H27)鹿児島県 | |

第16回 全国障害者芸術・文化祭 あいち大会

会期：平成28年12月9日(金)～11日(日)

[美術・文芸作品展は12月3日(土)～11日(日)]

場所：名古屋市栄周辺



第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会は、
ゲイジツのチカラで、作る人・見る人、そして、障害のある人・ない人の
心を変える大会を目指しています。

《お問い合わせ》第16回障害者芸術・文化祭実行委員会事務局

〒460-8501

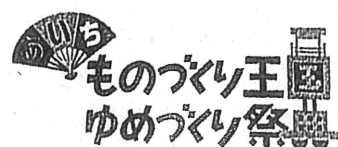
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県健康福祉部障害福祉課内

TEL:052-954-6697/FAX:052-954-6920

E-mail: shogai@pref.aichi.lg.jp

ホームページ: <http://www.powerofart-aichi.jp>

【協力連携】



第31回国民文化祭・あいち2016

平成28年10月29日(土)→12月3日(土)

第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会とは

全国から障害のある方の美術・文芸作品、音楽やダンス等の舞台芸術を募集し、発表する大会です。

関連イベント 「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」プレイベント

🍷 あいちアール・ブリュット展(障害者アート展)

開催日 平成27年12月1日(火)～12月6日(日)

会場 名古屋市民ギャラリー矢田

内容 県内から募集した障害のある方の美術・文芸作品の展示など

🏠 あいちアール・ブリュット優秀作品特別展

開催日 平成28年3月15日(火)～3月21日(月・祝)

会場 愛知芸術文化センター

内容 あいちアール・ブリュット展の中から選定された優秀作品の展示など

マスコットキャラクター からくりロボットのブンゾー

- からくり人形師 九代玉屋庄兵衛氏の「茶運び人形」
- 愛知県の文化事業のマスコットです。

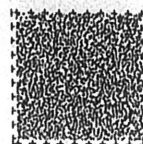


第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会

主催：厚生労働省、愛知県、名古屋市

協力：愛知市長会、愛知県市議会議員会、愛知県町村会、愛知県町村議会議員会、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、愛知県身体障害者福祉団体連合会、愛知県肢体不自由児・者父母の会連合会、愛知県知的障害者育成会、一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会、愛知県精神障害者家族会連合会、愛知県精神科病院協会、愛知県自閉症協会・つばみの会、愛知県文化協会連合会、愛知県高等学校文化連盟、愛知県公立文化施設協議会、愛知芸術文化協会、公益財団法人愛知県文化振興事業団、あいちトリエンナーレ実行委員会、愛知県立芸術大学、一般社団法人中部経済連合会、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、一般社団法人愛知県観光協会

後援：NHK名古屋放送局、株式会社CBCテレビ、東海テレビ放送株式会社、中京テレビ放送(株)、名古屋テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社中日新聞社、朝日新聞名古屋本社、毎日新聞社中部本社、株式会社読売新聞東京本社中部支社、株式会社日本経済新聞社名古屋支社、株式会社産業経済新聞社中部総局、一般社団法人共同通信社名古屋支社、株式会社時事通信社名古屋支社、株式会社岐阜新聞社名古屋支社、株式会社日刊工業新聞社名古屋支社、株式会社中部経済新聞社、株式会社東愛知新聞社、信濃毎日新聞社名古屋支社、株式会社東京スポーツ新聞社中部支社、株式会社スポーツニッポン新聞社名古屋総局、愛知県公立高等学校長会、愛知県私学協会、一般社団法人愛知県専修学校各種学校連合会、愛知県小中学校長会、愛知県特別支援学校長会、名古屋芸術大学、名古屋造形大学、名古屋音楽大学、金城学院大学、名古屋学芸大学、国立大学法人愛知教育大学



障害者の芸術活動支援モデル事業の概要

[平成28年度予算案 1.1 億円]

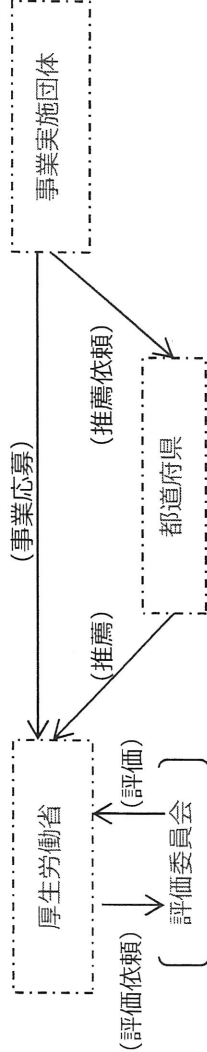
- 障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会中間とりまとめ(平成25年8月26日)を踏まえ、芸術活動を行う障害者及びその家族並びに福祉事業所等で障害者の芸術活動(※)の支援を行う者を支援するモデル事業を実施し、その成果を普及することにより障害者の芸術活動の支援を推進。

1. 対象事業・補助上限額・補助率

対象事業	(必須事業)	(必須事業)	(3)調査・発掘、評価・発信 (任意事業)	(4)モデル事業連携事務局の 設置 (任意事業)
対象事業	美術活動に取り組む障害者やその家族、支援者に対する支援を推進するため、障害者による美術活動への支援方法や著作権保護に関する相談への対応、美術活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくりや展示会の開催を行うことを目的として設置。 加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムのより効果的な展開を図るための取組を行う。	事業実施計画やその進捗状況の確認、事業実施の協力を行う協力委員会を設置。 (構成員) ・ 実施団体の代表 ・ 都道府県の障害福祉担当職員・文化芸術担当職員 ・ 障害者の美術活動を支援する福祉事業所が加盟する団体の代表 ・ 学芸員、弁護士など	学芸員と実施団体が連携して、作品と制作する障害者の調査・発掘を行い、専門家による評価委員会で評価し、企画展により発信する一連のプロセスを実施	モデル事業連携事務局を設置し、次の事業を行う。 ア. 実施団体間の連絡調整、連絡会議の企画、モデル事業全体の成果報告のとりまとめ イ. 実施団体間の情報共有、意見交換を行うための連絡会議設置 ウ. 障害者団体芸術ネットワークとの連携 エ. 文化プログラム調査・研究のとりまとめ ※ (1)～(3)までの事業を全て行う実施団体の中から1団体を選定
補助上限額	(1)及び(2)の事業を実施 (1)、(2)及び(3)の事業を実施 (1)、(2)、(3)及び(4)の事業を実施	10,000千円以内	13,000千円以内	【補助率】 定額 (対象経費の10/10) 24,000千円以内

2. モデル事業の実施団体の選定の流れ

- 各都道府県が推進してきた団体の事業内容について、外部有識者から構成される『評価委員会』において総合的な評価を行い、予算の範囲内で実施団体を決定



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた 障害者の芸術文化振興に関する懇談会の開催

- ◆ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行う。
- ◆ 平成27年6月30日、12月9日に開催。

構成員

- ◆ 今 中 博 之 アトリエインカーブクリエイティブディレクター
社会福祉法人素王会理事長
- ◆ 上 野 密 一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会常務理事
- ◆ 岡 部 太 郎 一般財団法人たんぼの家事務局長
- ◆ 小 林 真 司 鳥取県福祉保健部障がい福祉課長
- ◆ 重 光 豊 特定非営利法人障害者芸術推進研究機構天才アートミュージアム副理事長
- ◆ 柴 田 英 杞 京都市教育委員会指導部総合育成支援課参与
- ◆ 鈴 木 京 子 公益社団法人全国公立文化施設協会事務局参与
- ◆ 田 中 正 博 出雲市芸術文化振興アドバイザー
- ◆ 田 端 一 恵 国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）事業プロデューサー
- ◆ 野 沢 和 弘 全国手をつなぐ育成会連合会 統括
- ◆ 日比野 克 彦 社会福祉法人グロー ～生きることが光になる～ 法人本部企画事業部総括
- ◆ 保 坂 健二朗 毎日新聞論説委員
- ◎ 本 郷 寛 東京芸術大学美術学部教授
- 独立行政法人国立美術館・東京国立近代美術館主任研究員
- 東京芸術大学美術学部教授

「◎」は座長

（敬称略・50音順）

オブザーバー

- ◆ 内閣官房東京オリンピック
競技大会・東京パラリンピック
競技大会推進本部事務局
- ◆ 内閣官房まち・ひと・しごと
創生本部事務局
- ◆ 内閣府政策統括官
（共生社会政策担当）
- ◆ 外務省（大臣官房文化交流・
海外広報課）
- ◆ 国際交流基金
- ◆ 東京オリンピック・パラリン
ピック競技大会組織委員会
- ◆ 関係自治体 等

BiG-i とは？

「国際障害者交流センター（愛称ビッグ・アイ）」は、「国際・障害者の十年」を記念して、全国の障がい者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、建設されました。



ビッグ・アイ は、三つの基本理念に基づき、四つの機能を活用して、四つの事業を展開します。

三つの基本理念

1. 障がい者が主役
2. 芸術・文化活動や国際交流を通して障がい者の社会参加の促進
3. 多くの人に親しまれる施設

四つの機能



◎多目的ホール



◎研修室

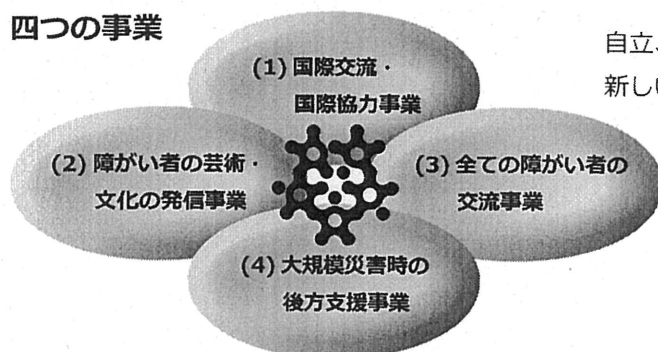


◎宿泊室



◎レストラン

四つの事業



自立、参加、そして交流

新しい時代のノーマライゼーションのために

Independence : 自立

Information : 情報

Intercommunication : 交流

International : 国際的

BiG-i

完全バリアフリー対応であらゆる人々にとって利用しやすく、また障がいのある人もない人も、誰もが参加・交流できる施設です。

1) 共生社会のモデル施設としての役割	・鑑賞サポート支援 ・アウトリーチ ・啓発 など
2) 自己実現と自立につなげる	・アートプロジェクト ・シアタープロジェクト ・劇場体験プログラム など
3) 異文化の交流	・アートフェスティバル ・アートキャンプ ・国際会議、海外展覧会への出品と作家間の交流 など
4) 災害時の後方支援	・災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成講座 ・災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成講座など
5) 情報発信	・情報誌 i-co の発刊 ・WEB への情報発信、提供など
6) 地域、他機関との交流および連携事業	・ボランティア養成と協働 ・産官学との連携事業の実施 ・職場体験など



国際障害者交流センター

〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1
TEL:072-290-0962 FAX:072-290-0972
e-mail:info@big-i.jp http://www.big-i.jp

国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の主催事業（案内）

平成28年2月末現在

下記は開催日が決まっているものについて掲載しています。

最新情報については随時ビッグ・アイホームページで、ご案内します。

<https://www.big-i.jp/>

no.	事業日	開催日	開催場所	内容
1	ビッグ・アイ アートプロジェクト 巡回展「共振×響心」	2016年5月 2日～9日	東京・渋谷 東急文化村	国内外の障がいのある人を対象にしたアート作品を公募し、美術専門家などによって選ばれた作品巡回展。
		2016年5月 12日～15日	神奈川・横浜 横浜ラポール	
		2016年5月 17日～6月5日	石川・金沢 金沢21世紀美術館	
2	ビッグ・アイ アートプロジェクト アートキャンプ	2016年8月 13日・14日	ビッグ・アイ 研修室 他	障がいの有無や種別、年齢に関らず、多様な人が集まり一つのアート作品を2日間で創作するワークショップ。ワークショップ期間中には、アート創作以外に交流会やリレーションなどいろんなプログラムを通じて交流を深めていく宿泊型のワークショップ。
3	大阪府障がい者 芸術・文化フェスタ・ コンテスト	◎フェスタ 2016年9月 17日・18日・19日 ◎コンテスト 2016年11月 12日	ビッグ・アイ 多目的ホール	音楽、演劇、ダンスなど舞台芸術活動をおこなう障がい者や障がい者団体を対象に日頃の成果を発表する場として開催。 コンテスト形式の舞台発表として開催し、優秀な発表者（団体）は11月におこなう本選大阪府障がい者芸術文化コンテストに出演する。
4	知的・発達障がい児者 のための 劇場体験プログラム	2016年10月 23日・29日 ・11月6日	ビッグ・アイ 多目的ホール	様々な理由で地域の劇場で鑑賞のできない知的・発達障がい児（者）が劇場の「しくみ」や公演中におこる「出来事」について鑑賞体験を通じて鑑賞マナーやルールを学べる体験型の公演。 映画・音楽・演劇とジャンルの違う内容で3回実施する。
5	ビッグ・アイ アート フェスティバル	2016年11月 26日・27日	ビッグ・アイ 多目的ホール 他 （全館）	障がいのある人、ない人が共に表現者として参加者として多様な芸術文化に触れ、感動を分かち合える総合芸術祭。 多様な障がいに対応した鑑賞サポートや舞台サポートを実施している。

上記プログラムはいずれも無料の予定です。

視察としてご鑑賞をご希望の方は、下記までお申込み下さい。



国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）事業企画課

〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1

TEL 072-290-0962

FAX 072-290-0972

E-mail info@big-i.jp

○ 身体障害者補助犬育成促進（拡充）

平成28年度予算案：
地域生活支援事業
(464億円)の内数

地域生活支援事業費補助金（国庫補助率：1／2以内）

※ 都道府県事業

1 目的

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に要する費用を助成する。

加えて、地域における普及促進や地元ニーズ（必要とする利用希望者など）の把握を踏まえた育成計画の作成、需要と供給の調整を行う体制を構築するための経費を補助し、地域における補助犬に対する理解促進、良質な補助犬の充実を図ることにより、補助犬ユーザーの社会参加がより一層促進されることを目的とする。

2 事業内容

（1）理解促進、普及・啓発

- ① 市町村、民間の理解促進を図るための研修会の開催
- ② ユーザーへの研修
- ③ 広報

（2）育成計画の作成

- ① ニーズ並びに供給体制の把握
各都道府県における各補助犬の利用を希望する者や訓練事業者の育成頭数などの把握
- ② 他県との連携

育成計画の作成に当たり、上記の実態把握を活用し、貸与希望者、育成状況をマッチングするための隣県等との連携協議会（育成事業者も参画）の設置等

※ あわせて、地域課題やノウハウの共有を図る。

（3）補助犬の育成

マッチングを含む各補助犬の育成に要する経費の補助

＜広報用ステッカー・リーフレット＞



(資料 3 - 3)

平成27年度までは、
(3)のみが補助対象
(1)(2)は新規。

自立支援機器等開発促進事業の概要（平成28年度）

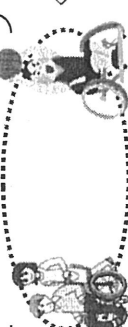
平成28年度予算案：約1.6億円

ニーズとニーズのマッチング

開発者や研究者が持つ「ニーズ」と障害当事者や福祉事業所の職員等が持つ「ニーズ」のマッチングを目的とした交流会を開催

ニーズを持つグループ
（ユーザー側）

障害当事者、家族
福祉事業所の職員等



実際に福祉機器を利用
等した上で、機器の改善
点や機器に関するニーズ
等を開発側に伝える。

ニーズを持つグループ
（開発側）

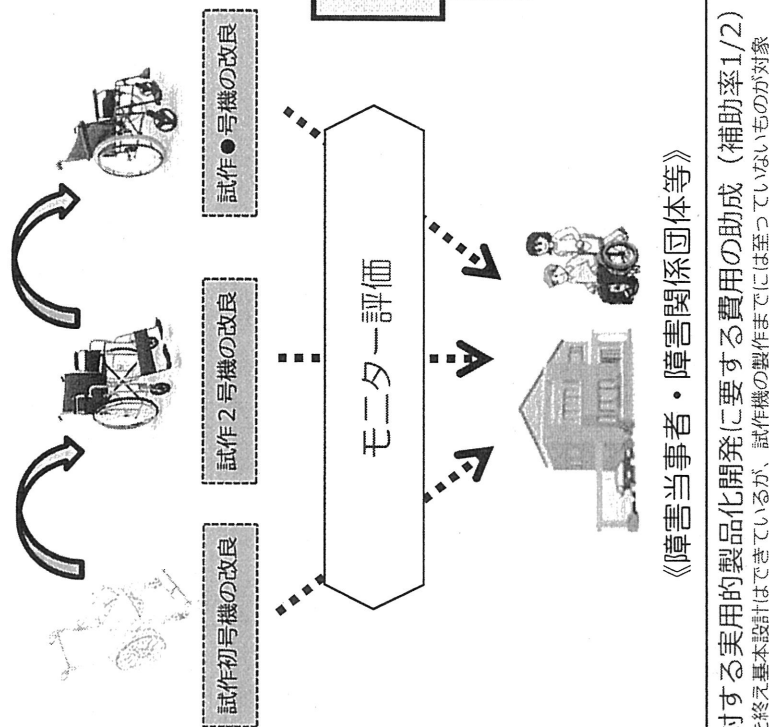
開発企業、大学の研究
者、リハ研究所等



福祉機器の展示・デモ
ンストレーションのほか、
障害当事者との意見交
換を実施。

障害者のニーズを的確に捉えた
障害者自立支援機器の開発着手

開発着手～試作～実証実験～製品化



《障害当事者・障害関係団体等》

開発機関に対する実用的製品化開発に要する費用の助成（補助率1/2）

【開発企業等の選定方法の変更】

（平成27年度） 厚生労働省において、開発企業等を公募

→ （平成28年度） 厚生労働省が実施団体を公募し、実施団体が開発企業等を選定。

※ 資金の流れ

国（厚生労働省）

民間団体

開発企業等

→ 補助

→ 補助

（資料3－4）

障害者自立支援機器等開発促進事業

■ 開発分野（参考：平成28年度）

- 1 肢体障害者の日常生活支援機器
- 2 視覚障害者の日常生活支援機器
- 3 聴覚障害者の日常生活支援機器
- 4 盲ろう者の日常生活支援機器
- 5 難病患者等の日常生活支援機器
- 6 障害者のコミュニケーションを支援する機器
- 7 障害者のレクリエーション活動を支援する機器
- 8 障害児の生活を豊かにする支援機器

9 ロボット開発技術を活用した障害者の自立支援機器（H28追加）

- 10 脳科学の成果を応用した支援機器

- 11 その他 ※福祉用具ニーズ情報収集・提供システムに寄せられた意見・要望

※福祉用具ニーズ情報収集・提供システム：<http://www.techno-aids.or.jp/>

平成22年2月から一般財団法人 テクノエイド協会によって運用されている、福祉用具の利用者の声を開発者側と結ぶウェブサイト。福祉用具に関する掲示板として、インターネットを通じて、自宅から誰でも手軽に活用できるシステムとなっており、寄せられた要望・アイデアは、福祉用具の開発者の方へ定期的に届けられる。

厚生労働省ホームページ 【障害者自立支援機器等開発促進事業】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/>

障害者自立支援機器等開発促進事業 これまでの採択実績

(単位：件)

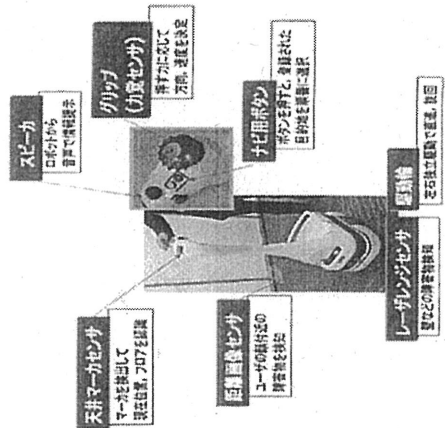
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新規	15	12	4	12	8	6
継続	—	9	7	2	3	5
採択合計	15	21	11	14	11	11

※ 平成21年度は障害者自立支援機器等研究開発プロジェクトを実施、採択 12件。

(事業要綱の見直しを行い、平成22年度より現在の事業に移行)

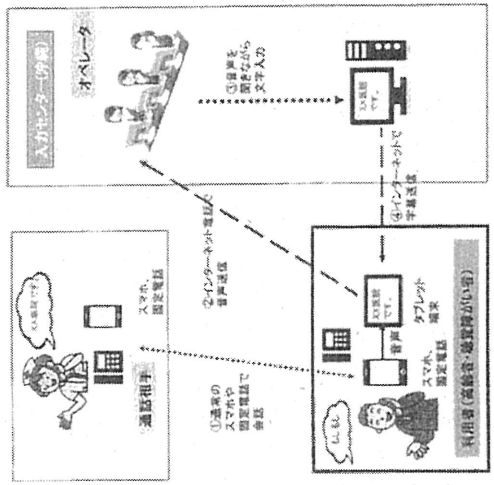
平成27年度障害者自立支援機器等開発促進事業採択候補団体のテーマと内容

③ 視覚障害者向けガイダンスロボット 〔継続〕 日本精工株式会社



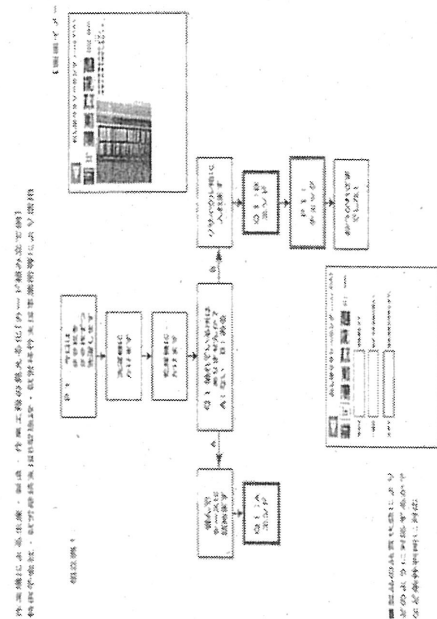
視覚障害者を病院等屋内施設を案内するガイダンスロボット ①ナビによる行き先の設定
②現在位置を把握する天井マーク検出

① 聴覚障害者用文字通訳付き電話(字幕電話)の開発と実証実験の実施〔継続〕 株式会社アイセック・ジャパン



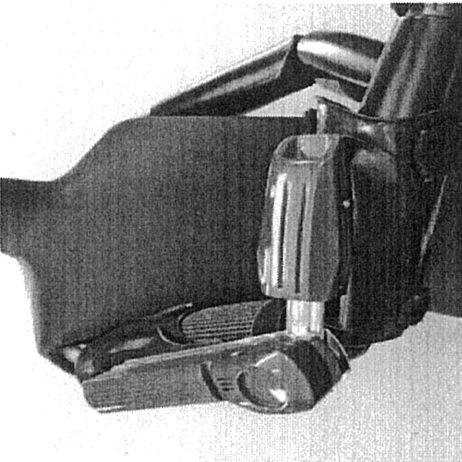
受けた電話をICT技術で音声で文字化するセンターに送付し、文字を本人のタブレットに送ることで、聴覚障害者の電話使用を可能にするシステム。

④ 知的・精神障害者の工賃倍増を目指すシステム「だれでもワークプロ」の開発〔新規〕 株式会社マイクロブレイン



生産過程や作業工程をタブレットを使って見える化する。(生産効率の向上)

② 上肢機能障がい者用力伝達装置の開発〔継続〕 株式会社ルミナスジャパン



上肢の障害者に対し車椅子操作等の日常生活を支援。神経麻痺を患っていても自立した肘関節の運動が可能となる。

⑤ スマートフォン固定アームシステムの開発〔新規〕 テクノツール株式会社



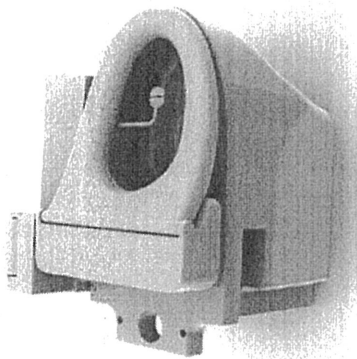
着信時にスマホアプリが自動的にマイコンに指令し、自動的にユーザーにとり利用しやすい位置にアームがスマホを保持するもの。

⑥ 補聴器使えない難聴者の為のGMT
骨導補聴器の開発、装用の工夫及
び骨導補聴器の安全性測定方法の
研究開発〔新規〕
ディー・シー・シー株式会社



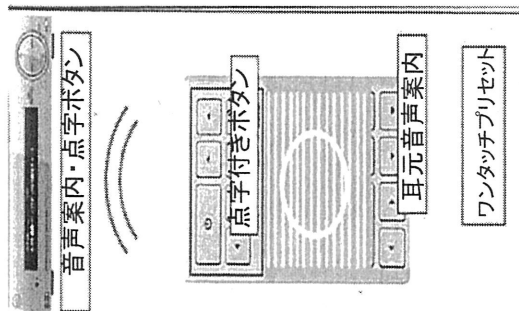
小型化し、耳の形状に拘わらず誰でもが安
定装着できる方法の開発

⑦ ロボット便座
〔継続〕
株式会社日本アシスト



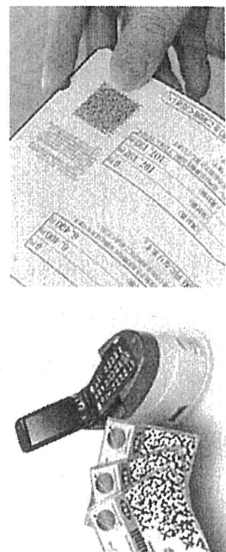
肢体不自由者等で臀部についた水滴等を拭
き取れない方に対して、自動で拭き取るシス
テムを開発

⑧ 視覚障害者向け有線放送機器の
開発〔新規〕
株式会社USEN



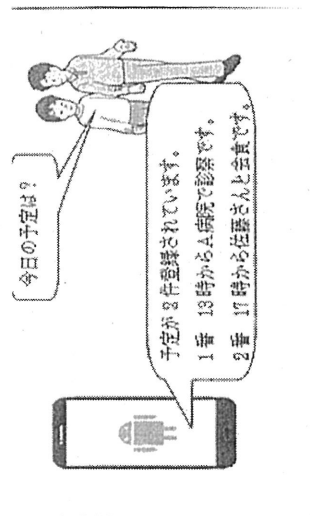
家庭用音楽放送サービスを視覚障
害者が使用できるようにする。

⑨ 視覚障害者向け音声コードUni-
Voiceスマートフォン対応アプリのG
UI開発及びサードパーティー向け
SDKの開発〔新規〕
日本視覚障がい情報普及支援協会



視覚障害者用文字認識のコードは
現在3種類あるが、それぞれの読み
込む機器が別々であったものを、統
一的に読めるアプリを開発

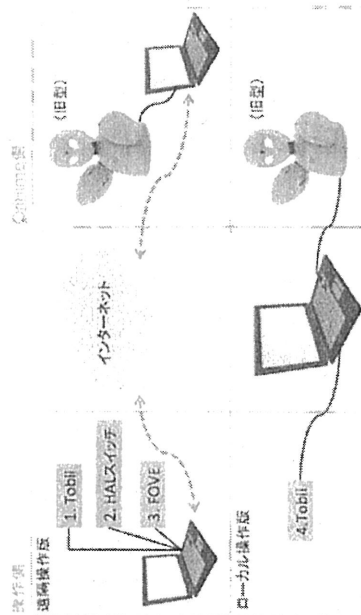
⑩ 視覚障害者向け音声カレンダーの
開発〔新規〕
システムネットワーク株式会社



携帯端末の操作がしずらく、記憶
に頼っている視覚障害者における
スケジュール管理等を音声で操
作、記録できるシステム

⑪ 眼球運動や四肢不自由者用スィツ
等による遠隔操作を可能とする分身
ロボットインターフェースの研究開発
〔継続〕

株式会社 オリイ研究所



ALSなどのベッドから離れることが困難な障害
者に対して、本人の代わりに小型ロボットを自
由に動かし、映像、音声や一部動作を障害者
の残存能力で把握・動作することができる。

「シーズ・ニーズマッチング交流会」

テクノエイド協会
作成資料

障害当事者のニーズをよりの確に捉えた支援機器開発の機会を創出すべく、シーズ・ニーズのマッチング交流会を開催し、開発や改良等を行う機器の展示を行うとともに、障害当事者と企業・研究者、政府系の研究開発支援機関等が一堂に会し、体験や交流を通じて、適切な支援機器の開発、この分野への新規参入の促進を図る。

【主催】

公益財団法人テクノエイド協会

【出展団体】

日本身体障害者団体連合会／全国脊髄損傷者連合会／日本ALS協会／全国盲ろう者協会／日本盲人会連合／全日本難聴者・中途失聴者団体連合会／ポリオの会／自閉症サポートセンター／日本失語症協議会

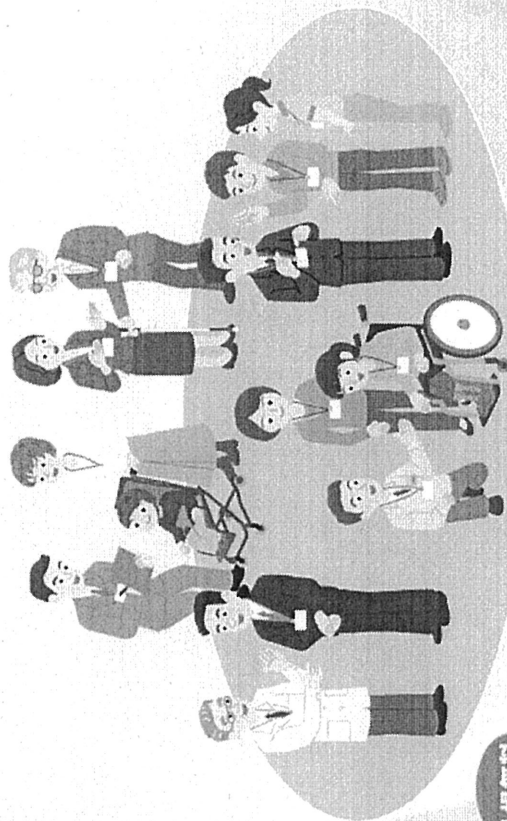
【開発支援機関】

新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)／情報通信研究機構(NICT)／国立障害者リハビリテーションセンター研究所／ATCエイジレスセンター実行委員会

みんなで考えよう自立支援機器

障害者自立支援機器 「シーズ・ニーズマッチング 交流会2015」～作る人と使う人の交流会～

障害当事者のニーズをよりの確に捉えた支援機器開発の機会を創出すべく、シーズ（作る人）・ニーズ（使う人）のマッチング交流会を開催いたします。交流会では、開発や改良を行う機器の展示を行うとともに、障害当事者と企業・研究者、政府系の研究開発支援機関等が一堂に会し、体験や交流を通じて、良質な支援機器の開発、さらにはこの分野への新規参入の促進を図ります。



入場無料 <参加対象>

障害当事者、家族、研究者、専門職、
障害団体、全ての支援機器開発企業 等

【大阪開催】

日時：平成27年11月28日（土）

時間：10:00～16:00

会場：大阪南港ATCホール Aホール

【東京開催】

日時：平成28年2月12日（金）

時間：10:00～16:00

会場：TOC有明コンベンションホール4F W1～5

主催
公益財団法人テクノエイド協会

出展団体

公益財団法人日本身体障害者団体連合会、公益財団法人全国脊髄損傷者連合会、公益財団法人日本ALS協会、公益財団法人全国ろう者協会、公益財団法人日本盲人会連合、公益財団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、ポリオの会、NPO法人自閉症サポートセンター、NPO法人日本失語症協議会

開発支援機関

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)、国立研究開発法人リハビリテーションセンター研究所、厚生労働省障害政策課自立支援推進課、公益財団法人テクノエイド協会

「シーズ・ニーズマッチング交流会」(平成27年度開催状況)

平成27年度 開催実績 【大阪開催】

- ・ 開催期間：平成27年11月28日(土)
- ・ 開催会場：大阪南港ATCホール
- ・ 参加企業：38企業
- ・ 参加者：138名



会場での交流の様子



出展者による機器開発報告会の様子

平成27年度 開催実績 【東京開催】

- ・ 開催期間：平成28年2月12日(金)
- ・ 開催会場：TOC有明コンベンションホール
- ・ 参加企業：58企業
- ・ 参加者：394名



会場での交流の様子



厚生労働省平成27年度採択開発企業も出展

シーズ・ニーズマッチング交流会の参加者の声

【来場者】

- ・ HPやインターネットでは得ることができない、生のお話をお聞きすることができた（障害者家族）
- ・ 本人が興味を持つ機器に出会えた。（障害者家族）
- ・ 開発途中の機会に触れることができた。（障害者）
- ・ 自分の知らない補助ツールが多々あり、視点が広がった。（医療関係者）
- ・ 機器の進歩、最新の情報を知った。今後役立つ。（福祉関係者）
- ・ 知らない製品やニーズを知ることができた（開発企業）

【出展者】

- ・ 普段は同じ製作グループしか交流はないが、企業や団体と交流したりPRする機会が出た。
- ・ 開発中の製品を試すことができ、参考になった。
- ・ 想定外の要望があった。

地域における障害者自立支援機器の普及促進事業

平成28年度予算(案):
地域生活支援事業(464億円)の内数

【事業目的】

地域において障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器(ソフトウェア等含む)を広く普及する拠点となる「障害者支援機器活用センター」を都道府県庁所在地等に設置し、支援機器に関して、開発企業・販売者、支援者、行政職員、その他関係者等が連携した上で普及促進を図ることにより、支援機器を活用した障害者の社会参加や自立の促進を図る。

【実施主体】 都道府県、政令指定都市 (委託可)

